

平成30年6月14日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

## 議事日程第4号

平成30年6月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第5号から議案第12号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第13号及び議案第14号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程第1号

平成30年6月14日 9時00分 開議

日程第1 議員提出議案第1号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

●町長から提出された議案

議案第 13 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 14 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

●議員から提出された議案

議案第 1 号 黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

## 議 事 の 経 過

平成30年6月14日  
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしく申し上げます。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問を致します。

今回、3点を用意してあります。

1 問目の質問、寡婦控除のみなし適用についてを質問致します。

新聞によりますと、税金の寡婦制度とは、結婚をし、その後、夫や妻と死別、または離婚をした家庭への、税制で控除を受けることができることができる制度とあります。

今回質問に出した内容は、法的な結婚歴がない、未婚や非婚で子どもがいる一人親家庭も、みなし寡婦として保育料の権限を受けられることを求めるものです。

最初に、寡婦控除とはあまり聞き慣れない税金の制度ですが、どのような制度なのかをお尋ねします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

おはようございます。

それでは私の方から、寡婦控除について、所得税法に規定されています定義について説明をさせていただきます。

寡婦控除につきましては、一般の寡婦と特別の寡婦に分かれています。

まず、一般の寡婦とは、納税者本人が、原則としてその年の12月31日現在で、以下の2つのいずれかに該当されている方です。

まず、女性の寡婦の場合です。夫と死別し、もしくは離婚した後、婚姻をしてない人。または、夫の生死が明らかでない一定の人で扶養親族がいる人。または、生計を一にする子がいる人です。この場合の子は、総所得金額が基礎控除額の38万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

また、2つ目としましては、夫と死別した後、婚姻をしてない人。または、夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人です。この場合は、扶養親族などの要件はありません。

また、特別の寡婦ですが、一般の寡婦に該当する人が次の3点のすべてを満たすときに、特別の寡婦に該当します。

まず1点目が、夫と死別し、または離婚した後、婚姻をしてない人や、夫の生死が明らかでない一定の人。

2点目が、扶養親族である子がいる人。

3 点目が、合計所得金額が 500 万円以下であること。

続きまして、男性の寡夫の場合です。

男性の寡夫の方につきましては、以下の 3 点のすべてを満たす方を言います。

妻と死別し、もしくは離婚した後、婚姻をしてない人。または、妻の生死が明らかでない人。

2 点目が、生計を一にする子がいること。この場合の子は、総所得金額が基礎控除額の 38 万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

3 点目が、合計所得金額が 500 万円以下であること。

以上が、寡婦の定義です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

行政用語になるとなかなか難しいですけども、とにかく、夫や妻と死別または離婚した人、そういう家庭ですよね。

昨今の情勢から考えても、一人親家庭で子育てが大変な世の中ですので、こういう寡婦控除が適用されるということは大変ありがたい制度だと思います。

しかし、結婚をしていなくても、法的に結婚歴がなくても、同じように子どもさんのいる親は子育てをしていますし、社会を構成している同じ町民です。近年は多様な生き方が認められ始め、結婚をしない未婚、または非婚世帯が増えてきています。

厚生労働省の統計では、母子世帯数は推計 123 万 2,000 世帯で、そのうち未婚、または非婚世帯は 11 万世帯で約 8.7 パーセントにも上り、年々割合が増え、2011 年からは死別世帯 8 パーセントよりも多くなっています。

2016 年 8 月に厚生労働省が全部の市区町村を対象に実施した調査では、都市部で 36 パーセントが保育料のみなし適用をしています。

2017 年の赤旗新聞の調査では、政令、中核市、東京 23 区、県庁所在地の合計 105 市区の 88 パーセントに当たる 92 市区が、保育料のみなし適用をしているとあります。

寡婦控除がなければ、住民税で決められる保育料も当然高くなりまして、経済的な負担はそれだけで大変になります。

黒潮町で、未婚でも非婚でも、みなし寡婦として保育料への軽減を向けられないか。受けられることを求めますが、どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答えを致します。

当町の保育料の額の決定につきましては、黒潮町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する規則第 3 条に基づき、子どもの年齢、そして世帯の所得の状況、その他の事情に応じて決められることとし、それぞれの世帯に係る所得割額により階層区分が決められております。

従いまして、税務課が行います課税状況を基本として保育料の額を決定しておりますので、寡婦控除のみなし適用は現在のところ実施しておりません。

しかしながら、町長の施政方針にも掲げております、保育行政をさらに進化させソフト部門の充実を図るための施策を行うことから、これまで未婚の一人親の皆さんに対しての保育料の軽減を行わなかったことを見

直し、保育料に関する規則の減免規定を改正し、寡婦控除のみなし適用の導入を図ります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

簡単にオーケーという答弁が来ましたが。

これは国の方が2018年度9月から、保育料や児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金など、厚生労働省が図る25事業で、結婚歴がない一人親家庭もみなし適用が受けられるようになるという方向を出しましたよね。それを受けてのことだと思うんですが。

国がみなし寡婦を認めて補助対象を広げたっていうことは、黒潮町でもそれを実施してくれるということですが。一人親で必死で子育てをしている親の皆さんを中心にしてこういう運動が、粘り強い運動が今まであったんです。

2016年の国民生活基礎調査では、一人親世帯の子どもの貧困率は50.8パーセントにも上るそうですが、2009年、非婚の母親の3人の方が日弁連に人権救済を申し立てて、法律的に結婚してなくても私たちにもそういう権利があるんじゃないかということを申し立ててですね、寡婦控除のみなし適用を日弁連の方が、関係省庁や自治体に要望書を出しています。

それを受けて、国会や地方議会で議員が改善を求めて、保育料のみなし適用は23.5パーセントの自治体にも上ってました。黒潮町で取り上げるのが少々遅くなったんですけど、こうした取り組みが広がる中で、国会での質問に対して古屋範子厚生労働副大臣は、子どもの福祉の観点から検討し、内閣府と十分に調整してまいりたいという表明をしていました。

国はこうした地方の動きを反映して、内閣府と厚生労働省の事業として、9月から保育料について非婚の一人親の寡婦控除のみなし適用が始まるわけですけども。

じゃあ、黒潮町ではそのことをいつ知ったんでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

そのことについていつ知ったのかということですが、そのことについては5月の報道機関の分によりまして、こちらの方は察知致しました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

5月に分かってたら今回の何かで説明がありそうですけど、6月議会にはなかったですね。

それはそれとしてですね、大変いい方向に進んでいます。それは国が進めましたし、町も町長でまた福祉施策にも入っておりますので。

それでは、今、それをするための準備を進めているんじゃないかと思うんですが、このことを住民にお知らせしなければならないと思いますが。

大体どのようなスケジュールでなるでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

スケジュールということですが、まず、いつから実施するかということに基づいて、それで逆の発想でいくべきだと思います。

このことにつきまして、まず規則の改正と、それから要綱を制定しなければいけません。

そして、保育料につきましては、平成30年度の町民税の所得割額のその確定がありまして、それによりますと、保育料の構成が9月1日付で行います。

従いまして、これを9月1日から適用したいと思っておりますので、逆算致しますとそれのひと月ぐらい前から、皆さんの方に周知を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

1カ月前から広報に載るとか、いろいろ方法があると思うんですが、住民の中にお知らせする。

寡婦控除という言葉自体を知らない方もおいでますので、親切な、分かりやすいお知らせをお願いしたいと思います。それは、税務課長にもお願い致します。

本来、結婚歴が法的にあるがなかろうが、控除額については差別をするのではなくて、大体は所得税法の改正が必要だと思います。所得税法の寡婦控除の対象に未婚を加えるまで、今後も国に粘り強く訴えていくことが大事だと考えます。

多様な家族の在り方を認める方向は、今、世界でも大きく広がっておりますので、今後もそういう方向で進めていけたらなと思います。

1番についてはもう答えが出ましたので、ぜひ住民に分かりやすいような説明をお願いして、終わります。

それでは、2番の健康づくりの取り組みについてに入ります。

毎年のように6月議会では健康問題を質問しておりますが、県が掲げる日本一の健康長寿県構想を基に、黒潮町でも町民の健康増進を目指しており、私が所属しております連合婦人会でも県の取り組みと連動しながら、健康づくりは幸せづくりという標語を軸に、健康についての取り組みを行っております。

次のことも毎年言っておりますが、長寿国日本であっても元気で長生きすることが大事であって、平均寿命と健康寿命の差を縮めていくことが優先課題です。

健康で長生きするためには、日々の暮らしの中で病気予防を心掛けることですが、予防をするには、まずは健康診断だと思います。健康診断は行政からの補助もありますので費用も安価ですし、わざわざ病院に出掛ける必要もないし、集会所や体育館など身近な場所で行われるなど、これほど効率的な予防はないと思います。

健診は、自覚症状がなくて知らない間に忍び寄っている病気を見つけてくれる、大変ありがたい制度です。でも、住民にはいろんな理由があって、国でも健診率が50パーセントを超えることが一つの課題になっているように、なかなか健診率が上がらないのも事実です。

町の特健診、種々のがん検診の現状と、町としての健診率アップへいろいろ工夫や改善がされておりますが、それについて伺います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

おはようございます。

それでは宮地議員の一般質問の2、健康づくりの取組についてのご質問のカッコ1の、特定健診や各種健康診断の受診率の現状とアップへの工夫や改善について、通告書に基づきお答え致します。

まず、特定健診の受診率についてお答え致します。

特定健康診査、特定健診の受診率は、速報値ではありますが平成29年度は43.5パーセントと、平成28年度と比較して1.7パーセント上昇しました。

これは、未受診者の方への受診について、町内放送や電話による受診勧奨、かかりつけ医あての文書を送付するなど、取り組みを実施してきた成果であると考えております。

さらに、受診率アップへの工夫と致しましては、平成30年は農業関係補助金の交付要件として特定健診の受診を義務付けることとし、農業従事者の意見を反映させた形で、8月に集団健診を追加実施することとしています。

また、40歳未満の農業者についても、JA青壮年部からの要望書の提出を受け、20代、30代の方の健診を無料で実施することとしております。

これらの取り組みは、1年、2年後の受診率に直結するものではありませんが、習慣化が図られることにより、10年後、20年後の受診率につながっていくものと考えます。

次に、各種がん検診についてお答え致します。

がん検診につきましては、希望者としているため、受診者数についてお答え致します。

平成29年度の受診者数は、平成28年度と比較して、大腸がん検診は約60人の増加となっておりますが、胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診は、ほぼ横ばいとなっております。

乳がん検診につきましては、約50人の減少となっております。

受診者数の向上に向けた取り組みと致しましては、継続した取り組みとなりますが、各世帯に各種がん検診の内容を記載した申込用紙を配布の上、返信用はがきと電話による受診希望者を募っています。

また、IWKテレビや広報誌を活用し、検診スケジュールの周知も行っております。

今年度からの新たな取り組みと致しましては、A3版で特定健診とがん検診の年間スケジュールを記載した事業計画書を4月に各世帯に配布しております。

このことにより、それぞれの地域を対象とする健診会場で受診できなかった場合でも、他の会場で受診していただけるような配慮とするとともに、受診する機会を多く知らせることで受診率の向上を図るものでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

昨年もお伺いしまして、黒潮町ではいろんな工夫をされておりました。スタッフが先導して受診時間の短縮を図るとか、料金を一括徴収するとか、そういうこともあって、少しですけども特定健診の受診率は上がっておりますよね。

それから、はがきもうちにも届きました。そういうことも、ほんのちっちゃいことのように思えますが大事だと思います。

もう一つ、昨年の答弁で、肺がんとかレントゲン検診のセット化ですけども。大方地域で、肺がん検診、レントゲンは健診車両の移動が可能なので、セット化診療が終了した後に移動可能な集落に出向いて健診会場まで来られない方が、受診できるような対応を図りたいと。こういうような答弁があったんですが。

これはどうですかね、拡充されておりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

健診後の、山間部への健診車により受診をするということですが、拡充というか、これは継続というか。

山間部の方へ入っていくような、拡充ということにはなってはおりません。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

がん検診とか、その特定健診がセット化になって、それから料金の方もややこしくなくなったり、いろいろな工夫があって、住民にとっては大変受けやすくなってきてる。

それに併せて、今言ったように検診車が、山間部ですけども移動してくれるという点では、まだまだ知らない人もいられるかもしれませんが、大変ありがたいことになっています。

一番私は大事なものは、病気予防には、やっぱり健康診断を受けること。まずは特定健診から始まるんですけど、がん検診も受けて、それが一番最適だなんて思ってるんですけども。

ここで参事にお伺いしますけど、総合戦略の中で福祉部門ですよ。そこで、その健診についてのウエート自体は重いものになってますか。

どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

町参事。

町参事（北岸英敏君）

宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

総合戦略、従前のまち・ひと・しごと創生総合戦略のころからそうなんですけれども、今回新しい総合戦略におきましても、特定健診の受診率ということ黒潮町の基本的な数値目標として掲げておりますので、まずはこの受診率をどうやって上げていくか、そのための取り組みをどう展開していくかということを考えていかなければならないと思います。

従いまして、ご指摘のウエートもどういうふうに置いているかということですけども、最上位に置いていると受け止めてもらっても構わないと考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

そのほか農業者に、今年からですか、受診料もただにして受けていただくという方向も、これは総合戦略の中に出てきたのかなと思うんですけども。

そういう方向で、一つは受診率を上げるという一つのステップがあったと思うんですけど。

そういう点について、もう少しお話しできますか。農業者の方にとか。

議長（山崎正男君）

町参事。

町参事（北岸英敏君）

今、言及いただきましたんで、せっかくですのでちょっとを紹介をさせていただきますと。

今回、30年度から新たな取り組みとしまして、農家の方の個別に補助金を出させていただいている方々、こちらの受給要件に、特定健診の方を受診を義務付けをさせていただきました。

もともと構想段階で、町内の内部の議論のうち、こういうことをすると役場は補助金を出し渋るんじゃないのかというようなことを言われるのかなというふうな心配をしておったんですけども。実際のそのJAの方々だったりとか、部会の方々に話をしてみると、我々自分たち、今現役世代である農家の皆さん、我々もそういったことに気を付けていかなきゃいけないなということで、多くの賛同をいただいたというふうに聞いております。

従いまして、今回義務付けをさせていただきました。ちょっと義務付けと申しますと非常に重いような表現をしておるところですけども、実際に当事者の方々に声を掛けてみますと、言われてみるとやっぱり自分たち、しっかり自分で健康を維持していかなきゃいけないなというふうに思っらっしゃる方は非常にたくさんおられるというふうなことを感じたのが実感としてございます。

従いまして、今後も農家の方々だけでなく幅広い方々に、健康増進というのは自分でしっかり意識をしてもらいながら健康づくりをしてもらうことが大事なんですと。そして、行政はそういう機会をしっかりと担保していくことが大事なんですということを心に置きながら取り組みを展開していくことが大事なんではないかと、そういうふうに考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私もそういうふうに思ってたんですよ。

健康っていうのは、ほんとに自分が守るもんだし、行政が守ってくれるもんじゃない決してないんですよ。自分で気を付ける。

日々健康に気を付ける人と、あまり気を付けない人では、長年の間に差が出てくると思います。ですから、その健診を受けるっていうことはその一つのきっかけにもなりますし、ああ、何もなくて良かったなど。じゃあ、来年また受ければ一番いいことですけど。何かあれば、早期発見と早期治療という方向にもなりますけど。そういうことで、意識付けをするということが一番大事だと思います。

参事はまだお若いですから、健康にこれからもしっかり留意なさって、東京で頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、カッコ2の方に移ります。健康パスポートについての質問です。

健康パスポートは、かなり住民に浸透してきたようにも思います。昨年度は、シール取得にいろんな工夫が見られましたが、その工夫した内容と、結果はどうだったかということなんですけど。

私も健康パスポートね、持ってるんです。これはⅠの健康パスポート。Ⅰだけ持ってるときには、こんなものを持っててもあんまり意味がないなという実感を持って、昨年は質問したんですけど。今は、いやいや、そうでもないということでⅡの方に上がりまして、課長はどこまでいってるか分かりませんが、今、Ⅲのあれが出ておりますが。そこまでは私、いっておりませんが。

健康パスポートについて、自分自身も少し意識も変えて取り組んでいますけど、2の方、答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の2、健康づくりの取り組みについてのご質問のカッコ2の、健康パスポートの住民に浸透結果と今後の取り組みについて、通告書に基づきお答え致します。

高知県では、今年の3月末に、健康パスポートを2万4,900人を超える幅広い年代の方々に取得いただいています。

また、今年度はより楽しみながら取組めるように、4月からパスポートⅢ、そして、9月から健康マイスターがスタート致します。上位ランクほど、参加施設での特典が充実し、ランクアップ者限定でプレゼントが当たる取り組みとなっています。また、健康マイスターには、表彰状、記念品の贈呈があります。

それでは、黒潮町の窓口で交付した健康パスポートの数は、平成28年度の128人が平成29年度は174人で、昨年度比で35.9パーセントの増となり、平成30年4月現在では325人がパスポートを取得している状況です。

町では、平成29年度において健康パスポート所有者限定の抽選会の実施を契機に、健康パスポートの取得やポイントシールの取得方法に関する問い合わせが多くなりました。

また、パスポートの取得者につきましても、上半期より抽選会を実施した下半期の取得者が増加している状況にあります。

今年度も、抽選会等の取り組みを継続するとともに、関心を持ってもらえるよう景品を厳選するなど、取り組んでいきたいと考えます。

また、新たな取り組みということではありませんが、特典提供施設の多い中央圏域が幡多圏域よりも取得率が高い状況にありますので、特典提供施設を充実させていくことが住民に関心を持ってもらえる一番の対策になるのではないかと思います。

今後も、特典提供施設の充実につながるように、県に協力していきたいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

健康パスポートは、やっぱり健康に気を付けていただくという一つのきっかけになっているというものですよね。

ところが大きな問題は、この健康パスポートを取得しようと思う人、持ってる人は、日ごろ健康に気を付けてる人なんですよ。だから、そうじゃない人までほんとは広がって行って、いかに日常的に健康に留意していくかっていうのが課題なんですけども、なかなかそこまでいなくて。でも、これも一つのきっかけになる。

それから、いろんな特典が用意されてるということでしたので、そういうことも広めるうちでは大事ななと思います。これからも続けてほしいと思います。

カッコ3番に移ります。

健康づくり、病気予防の基本は、適度な運動とバランスのいい食事が基本だというふうに教わりました。生活習慣病というネーミングが付けられているように、毎日の暮らしの中こそ病気予防があるということだと思います。

日々の食事が私たちの命をつないでいるのは分かり切ったことですが、食事をおいしく、楽しく、快適に取

ることは、健康維持のバロメーターです。そのための歯の役割というのは、言わずと知れたことです。

子どものころから虫歯の痛み、親知らずも忘れましたが、そのときの痛み。そういう歯の悩みは誰しも経験していることでしょうし、歯医者さんと無縁の方はまず少ないと思います。それなのに、意外となおざりにされているのが歯の健康でして、私もなかなか歯医者に行くのが嫌なので、ついつい行くのを延ばしていると。そういう現状ですが。

健康で長生きするには、歯の定期健診が必要です。きちんとかめることが、認知症予防にもつながると教わりました。8020の達成者、8020というのは80歳で自分の歯が20本あるということなんですけど、それを目標にした言い方ですが。8020の達成者は、達成していない人より総医療費が32万3,200円安い、そういう統計があります。

また、かめる人は、はまりかめない、よくかめない人に比べて、1キロメートル続けて歩くことができるの方が多いと。そういうのが、高知市の高齢者保健福祉に関するアンケートに出ています。歯の健康を注意する人は、健康で長生きしてる人が多いということになりそうです。

近年、子どもの虫歯は子どもの貧困とも連動しており、経済的に苦しい家庭の子どもほど虫歯が多いというデータが出ているそうですが、今回は子どもの歯については省きます。

大人になって、特に高齢者にとって、口腔検査の必要性も啓発が必要だと思いますが、婦人会ではもう研修があったんですが。

町の方で、何か取り組みは行われてるでしょうか。口腔検査について。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の2、健康づくりの取り組みについてのご質問のカッコ3の口腔検査の取り組みについて、通告書に基づきお答え致します。

乳幼児から義務教育期間につきましては、乳幼児検診にて1歳6カ月検診、および3歳児検診時に、歯科医師により口腔検査を実施しています。3歳児検診の際は、希望する親も一緒に歯科検診を実施しています。

保育所および義務教育期間である小学校、中学校につきましては、年1回の口腔検査を歯科医師により実施しています。

また、保育所および小学校については、フッ素洗口も実施しております。

妊婦につきましては、今年度は県の助成を受けて、妊婦健診の中で希望者に対して1回、歯科医師により口腔検査を実施できるようになっています。

75歳以上の高齢者については、後期高齢者医療対象のうち、希望者は歯科医院で1回、歯科検診を受診できる状況となっています。

このように、乳幼児から各世代において口腔検査などを行う機会を設けて、住民の皆さまの健康維持に努めてまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

口腔検査はもちろんね、今までもやっておりましたし、特別珍しいことでもない。どうしてもしなきゃならないことですから、ちっちゃいときから歯の検査をしているということでは、それは当然というたら変ですけど

も、私たちも受けてきました。

私が今回取り上げているのはそういうこともですけど、高齢になってきたからですよ。歯が丈夫であるかどうかというのは、ちっちゃいときからの習慣もありますけども、特にこれから気を付けていかないと、先ほど言いましたけど、おいしく食べて、よくかんで、楽しい食事をしていくということがやっぱり健康で長生きにつながるし、認知症予防にもつながると。元気である源は食事ですので。

そういうときに、ちっちゃいときは今みたいな制度があって、学校で口腔検査とかいろいろありますから受けるんですけど、大体なおざりになっても困ります。大人になってくると、だんだん行くのも嫌になるし。

ですから、いかに大事かというのは高齢者は特にですね、歯に気を付けるっていうことは大事ですよっていうその啓発みたいなものがないかなと思って、町の方ではそういうことを何かやってないかなと思ってお尋ねしたんですが。

どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほどの答弁で回答したように、75歳の高齢者については、歯科医院での1回の歯科検診だと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

これからも何かそういう健康の研修があるとか、いろいろ機会がありましたらぜひ、特定健診でも今は少し取り入れたりしてますけど、特定健診じゃないですけどそのときに取り入れたりしてくれてますけど。

ふれあいサロンなんかでそういうことをまた啓発していくとかですね、いろいろ機会のごとに口腔検査も取り入れていただきたいと思います。それは気を付けていただきたいということで。

それでは、カッコ4に移ります。健康問題でいつも私が取り上げています喫煙についてです。

喫煙は健康に害を及ぼすということはもうもちろん広く知られておりますし、がんやさまざまな病気にかかる率の高さも、喫煙者の方が高いということも知られております。

でも怖いのは、喫煙の害は自分だけの問題ではなくて、周りの人にも害を及ぼす、この点ですよ。受動喫煙の怖さは近年、政府でも取り上げられて、先日、国会で受動喫煙対策が審議入りという見出しが高新聞に載っておりました。与党は、2020年の東京五輪・パラリンピックまでの全面施行に向けて、今国会の成立を目指す、というふうにあります。

受動喫煙は、周りの人がたばこを吸えば、自分が吸ってなくても、いやが応でもその害を被ります。特に子どもたちは知らないまま、または拒否することもできないまま、知らず知らず、健康への影響を受けてる場合があります。喫煙者の方は特に、そのことを自覚してるとは思いますが、まだまだ不十分な現実がありますので今回も取り上げました。

最初に、子どもたちへの影響について質問を致します。

幡多福祉保健所が出している資料を机にお配りしてありますが、この資料ですが、カラー版の。皆さんの所にお配りしてありますが、その資料を基に質問をします。

幡多福祉保健所では、平成29年の11月に、お子さんのいる家庭のたばこについての調査を実施しています。

幡多地域のすべての保育所、幼稚園のご協力を得て、1,629世帯の保護者の皆さんにアンケート調査をしています。アンケートの回収率は78.2パーセントに上ります。

幡多のお父さんの昨年、平成29年度ですけど、昨年の喫煙率は46.5パーセントで、半分に限りなく近い人がたばこを吸っております。全国の30代男性の平均が32.1パーセントですので、幡多地域がどんなに高いかということが分かります。

そして平成27年度より、若干ですけども吸ってる人の割合が増えております。全国的には、27年度が37.1パーセントで、平成29年度では32.1パーセントと減ってるんですが、幡多のお父さんは喫煙率が高い上に、まだその率が増えてると、そういう現実があります。

では、お母さんの場合。幡多のお母さんの喫煙率は、平成27年度は10.1パーセント、29年度ではやはり増えて11.9パーセントです。平成27年度では全国平均よりやや少なかったんですが、29年度は高くなっております。

それから、その下にありますですね、幡多地域の受動喫煙の状況というのがありますが。

子どものいる部屋で喫煙しているお父さんの割合が32.6パーセント、母親が38.6パーセントで、車内、車の中での喫煙率は、父親が53.2パーセント、母親50.6パーセントになっています。子どもたちは知らず知らず、たばこの害を一番身近なお父さんやお母さんから受けているというわけです。

アンケートは、これは保育所とか幼稚園の対象ですのでお父さんやお母さんを対象にしておりますが、これは、お孫さんがいるおじいちゃんおばあちゃんにも関係してると思います。また、もちろん周りの大人にも関係しております。

このアンケートで分かることは、幡多地域のお父さんお母さんが、全国の父母に比べていかにたばこを吸っているかということです。それだけ幡多地域の子どもたちは、全国の子どもたちより健康へのリスクが高いということではないでしょうか。何とかしてこの現実を正していかなきゃいけないなど、いつも痛感しております。

子どもへの受動喫煙を減らすことは喫緊の課題であって、これは本来は行政の責任ではありません。大人が自覚する問題ですが、行政としてもそれなりに健康づくりの一つとして取り上げる課題ではないでしょうか。

まずは、若い人たちへの啓発、それがとても大切だと思いますが。まあ若い人に限らず町民に対して、受動喫煙の怖さ、受動喫煙だけじゃないですけどもたばこの害についてですが、町民に対して何か取り組みは行っておりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の2、健康づくりの取り組みについてのご質問のカッコ4の、受動喫煙の弊害についての取り組みについて、通告書に基づきお答え致します。

現在、妊娠届を提出いただく際や乳幼児健診を実施する際に、受動喫煙の弊害について保健師により喫煙状況のアンケート調査を行うとともに、パンフレットにより周知を図っているところです。このパンフレットにつきましては、先ほど、議員からの資料を基に渡っております。

また、昨年、黒潮町で開催された幡多ふれあい医療公開講座は、参加者が150人を超える多くの皆さまに参加をいただいております。

本年度につきましても、9月に黒潮町のあかつき館で開催が予定される、高知県立幡多けんみん病院の主催による健康等に関する講演会、幡多ふれあい医療公開講座において、受動喫煙とその影響、病気について講演

をお願いする予定としております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

講演も予定されてると。受動喫煙や喫煙についての害について。大変ありがたいことです。

こういうことは防災意識と一緒に、なかなか一度には広まらないけれども、じわっと広がっていく。それが大事で、やっぱり続けてですね、喫煙の害、受動喫煙の怖さ、そういうことをやっていく必要があると思います。

それで、受動喫煙の害は子どもたちだけではありません。私たちの周りでも相当知識は広まっているんですが、若い人たちがこれだけ喫煙をしているということでは、まだまだ不十分かなというふうに。まあ、後進国並みではないかなというふうにも思ったりしておりますが、違うかもしれません。まあ、高いということですよ。

それで、今、医療公開講座というのがあると言われましたが。私、いつもここで言うておりますけど、町民大学ね。町民大学ですと、また対象者が違ってくると思いますが、医療公開講座っていうのはね、知らない人が割と多いです。でも、町民大学は全部にチラシが入りますしね、割と皆さん知ってますので、その町民大学で健康問題について、特に喫煙の害、受動喫煙の害なんかを含んだものを取り入れてほしいと思うんですが。

昨年も、健康についての町民大学へやってもらえませんでしたって言ったら、予算を取ってないので考慮するか何かいう答弁だったと思うんですが、毎年そうやって延ばされると何ですか。

今年は、町民大学でそういうものを、健康についての講座は用意されてますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

今年の町民大学としては、受動喫煙に関することは考えておりません。

先ほども答弁しましたが、昨年の幡多ふれあい医療講座が 150 人を超える参加者がありまして、多くの方に参加をしていただいております。

受動喫煙の弊害について、多くの方に知っていただく機会だと考えており、別に町民大学にこだわることなくですね、参加者の多い幡多ふれあい医療講座の取り組みを考えております。今年についてはですね。

また、講座の周知も図っていきたいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

昨年もですね、町民大学について、健康について取り組んでももらえませんでしたって言いましたら、先ほども言いましたけど、予算の関係で今年はできないと。でも、考慮しましょうとか検討しましょうとかいうような答弁だったと思うんですが。

今年は、その喫煙に限らずですよ、そういう健康問題について町民大学で行うっていうことは、それは医療公開講座も大事です。大事ですけども、いろんな所で健康について啓発していくということも大事ですので。それで、毎年ここで町民大学で取り上げてもらえませんでしたってことを言うてるんですけど。

どうですかね。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

健康についてという、町民大学ですが、今年は取り上げておりません。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

しつこいようですが、昨年もね、そういうような答弁だったんですよ。

だから考えていただけますかって言ったら、分かりましたっていうような、検討しますっていうような答弁だったんですけど。一体、それ検討されたんですかね、されなかったんですかね。

ほんで、今後、検討する意思はありますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

検討の方は行っております。

が、町民大学いうか、今年も検討した結果ですね、去年、この幡多ふれあい医療講座が参加者が大変多かったということもあり、この中で、喫煙だけでなく病気についてとか健康についていうとかありますので、こちらでの講演ということで考えております。今年については、

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

（健康福祉課長から何事か発言あり）

もう一回。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

すいません、答弁漏れがあったようで。

今後についてということで、来年度以降と考えますので、そこはまた検討をしていきたいと思えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

おんなじ質問ですけどね、医療公開講座は大事です。

でも、健康に関する啓発っていうのはたばこだけじゃなくて、去年は糖尿病についてでしたけど、口腔検査

も大事ですいろいろな面がありますので、ぜひですね、できたら毎年。町民大学、6回ありますか。そのときの一つに入れてもらえたらありがたいなど。毎年のようにいったらありがたいなと思ってますが、それはもう課長の意気込みだと思うんですよ。住民のね、健康をひとつ担っていくという意味ではですね、啓発はほんと大事です。

健康は、先ほどから言ってますけど自分で気を付けなきゃ、行政が気を付けてあげるものでは決してありませんが。専門家の話を聞くっていうのは、私たちはよく婦人会で聞きますけど、なるほどなど、気を付けなきゃならないなって、いつも思うんです。たばこの害も、何となく新聞で読んだり聞いてますけど、実際お医者さんの話を聞くと、ほんとに怖いなあと思うんですけど。残念ながら婦人会ですから、そのたばこを吸ってる人がいないんですよ。これを、吸ってる男の若い人に特に聞かせてあげたいなど、毎年思うんです。

それで糖尿病なんかも、なってからはなかなか遅い、もう治らないといわれている国民病ですから、そうなる前に私たちは気を付けて、元気で長生きをするっていうのがやっぱり健康福祉課の課題でしょう。健康長寿県を掲げてる県の課題ですよ。だから、ぜひそういうことで取り組んでいただきたいと思います。

最後にですね、お酒の席になりますと、どうしても喫煙が避けられないのも、これもまた現実です。

幡多福祉保健所では、交流会等お酒の席があったら、ここで主宰されるお酒の席では1次会のみ禁煙にしているそうです。世の中はこのように進んでいって、大変先進的な取り組みだとは思いますが。

今、このように進んでるんだということで、一日も早くそこまでいくことを、そこになることを切に願って、この質問は終わります。

では、3番に移ります。マイナンバー制度、個人番号制度についてです。

マイナンバー制度については、昨年6月、12月議会と、2回質問をしております。今回は、12月議会が終わった直後に国に動きがありましたので、質問に取り上げました。

昨年6月議会でも取り上げた内容は、町が事業所に送る住民税通知書に、国がマイナンバーを記載する方針になった点について。マイナンバーを記載すると情報漏えいの危険性が多分に心配されるので、または、それを受け取る事業所で取り扱うとか管理の徹底が不十分なので、準備が足りないから、また事業所にも負担になるので、マイナンバーを記載しないで送付することを求めたものでした。まあ、もう送った後でしたけどね。

他の市町村では、個人情報がいかに大事かを考慮して、住民へのリスクを考え、マイナンバーを記載しないで送付した自治体も多々ありまして、その自治体の取った方針も紹介してきましたが。答弁では、どうして送ったんでしょうかっていう質問で、総務省の規定があるので。国が記載するように言ってるからというように、大変行政的な、まあマニュアルどおりに言った方がいいでしょうか、分かりやすいかもしれませんが。そんな内容だったと思います。

しかし、ご存じのように、実際、黒潮町では誤配という、簡単なヒューマンエラーが生じて、12月議会ではこの問題も取り上げて、来年度というのは今年ですね、30年度ですね。平成30年度は記載しないようにという質問を行いました。答弁は、先ほど言いましたが、総務省の規定があるので。国が記載するように言ってるからというように、マニュアルどおりの答弁が返ってきたと思っております。

そのとき思ったんですけどね。私はこちらは質問を投げ掛けているんですから、また実際に問題が起きているんですから、他の市町村の動きも調べてみて、それなりに対処方法を検討したいとか、そのような答弁、そういうものはできないものかなと思いました。

それで今回はですね、12月議会後にこの問題は大きく動いていますので、その点を取り上げたわけですが。

総務省から、当面マイナンバーを記載しないとの方向転換があったのですが、それはどのような内容だったのか。

その総務省が方向転換をした理由も含めて、住民にも分かりやすい言葉で答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、マイナンバー制度についての、総務省からマイナンバーの記載についての、通知内容と国が方針転換した理由についてお答え致します。

平成30年度税制改正大綱において、給与所得に係る特別徴収税額通知へのマイナンバーの記載の取り扱いについて、一部見直す方針が示されました。

それにより、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成30年1月1日から施行されました。

改正内容につきましては、同省令第2条に、第1項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は特別徴収義務者に特別徴収用通知書の交付を行うときは、第3号様式中に個人番号及び個人番号または法人番号の欄は記載しないこととする、に改正をされました。

この中で特別徴収義務者とは、給与を事業所が直接引いていただいている事業所を特別徴収事業者といいます。

また、特別徴収用通知書、それは事業者様に、そこで働いている方の一覧表を特別徴収用通知書といいます。

これにより、平成30年度分の個人住民税より、特別義務者用通知書を画面で送付する場合には、当面マイナンバーの記載を行わないこととなりました。

また、総務省がマイナンバーの取り扱いを見直した理由につきましては、各事業所や地方公共団体から、その扱いに関し数々の意見が出され、その中で、事業所が画面での税額通知を法令に従って適切に管理する際の負担が大きいという意見に対し、対応を行ったものと連絡を受けています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

課長は税務課長ですからね、行政用語で言わなきゃ正確になりませんから困りますけど。言わなきゃならないんでしょうけど。

要はですね、当面はマイナンバーを事業者さんに送るのに記載しなくていいと。記載しなくていいことに方針転換したということによろしいですよ。違いませんか。

個人情報保護のための国の監督機関にですね、個人情報保護委員会というのがあそうですね。そこで昨年の2017年10月に、その年の上半期の活動実態を発表しています。

それによりますと、マイナンバーの漏えいが273件発生し、66件だった前年の同時期の4倍強に上がることが分かりました。このうち過半数の152件は、マイナンバーを記載した住民税の決定通知書、今言ってるやつですね。マイナンバーを記載した住民税の決定通知書の誤送付などが原因となっているとあります。国が今までの方向を180度転換するという事は、よほどのことではないかと思いますが。

その通知書を、黒潮町ではそれを受け取ってですね、どのようにとらえましたか。

率直な意見を聞かせてください。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

率直な意見ということですが、行政としましては、国の準則に基づいてやるということを前提に、自分たちは事務を進めています。

それに基づいて、いかに、今回の場合はマイナンバーを的確に保護するかということを前提にしておりましたが、昨年度、個人情報の漏えいが発覚したことは、本当に大変皆さまにご迷惑掛けているところです。

今回の改正につきましては、自分たちが二重、三重チェックをすると昨年の12月議会でも申しましたが、その作業は全く変わっておりません。

ただ、率直な意見としましては、自分たちの責務をやっぱり、法が変わってもやっていかなあいけない。やはりやっていってですね、住民の皆さまにご迷惑は掛けないという、そういう前提で作業をしているということとは職員と確認をしています。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ちょっと分かりづらいですけども。少々ほっとしたところもあるかもしれませんし。

こういうことをするのは、行政にとっても大変な負担だと思うんですね。だから、私は良かったなと思ってるんです。

ですから、総務省の通知を受けてですね、国がやらないと言っているわけですから、確認ですけど、まさか今年度、マイナンバーを記載はしてないですね。送るのに。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

議員が申されますように、今年度につきましては、先ほどの答弁で言いましたが、事業所へのマイナンバーの記載はしておりません。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

昨年、黒潮町では600余りの事業所に、従業員のマイナンバーを記載した、今言ってるやつですね、住民税通知書を送っておりますね。自治体にとっても、今言ったように余分な手続きとか個人情報の管理対策など、事務的にも多岐にわたって負担も増えていたと思います。

通告書には細かく書いておりませんが、それを受け取った事業者さんですね。その事業者さんにとっては、従業員のマイナンバーをいや応なしに取り扱うことになりますので、管理する上でも大変な負担を強いられて頭が痛いものになってると聞きます。

最初にお聞きしますが、受け取った事業所は、役場から来たその今の書類ですね、ほかの書類と同様の扱いは当然できませんので、マイナンバーが入ってますから。じゃあ、どのように管理すべきなのか。事業者の管理方法があると思うんですが。

それを教えていただけますか。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

事業所におきましては、まず、通知書が来た場合ですね。また、ご本人、そちらでお勤めの方が申告をした場合。その情報につきましては、鍵のかかる書棚、ロッカー、そういうもので施錠して管理をするということになります。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

普通、役場から送られてくる書類とは違って、特別に鍵のかかる、金庫か何かを用意するということだと思  
うんですが。

事業所は、管理する上で漏えい防止の責任があるわけですね。だから鍵をかけなきゃいけない。

罰則はどうか。情報漏えいがあった場合は、罰則があるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

個人情報扱ってる事業者につきましては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、これは個人  
情報保護委員会から出ております。

その事業所編にも書かれておりまして、罰則というものがあります。内容によっては、懲役、また金額の  
罰則、そういうものが明記をされております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

書類が送られてきたら、金庫も用意せないかと。また、情報漏えいがあった場合には懲役、すごい罰則が  
あると。そういうことを考えると、事業者さんにとっては大変な負担ですね。

それでお聞きしますけど、昨年の、役場がマイナンバーを書いて送ったその通知書に、管理方法について。  
管理について、詳しく丁寧に内容を通知してありますか。

分かりやすく言わんと、行政用語を書くとなかなか事業者さんは分かりづらいんですけども。事業者さん  
にはどうですかね、管理方法を通知してありますか。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

町からの事業所へのお願いにつきましては、昨年の6月議会で議員から言われましたときに、事業所へのお  
願いの文書、その中を再度送付させていただいて、適正な管理をお願いしますということにしております。

また、管理方法につきましては、先ほどのガイドライン、こちらにつきましては平成27年にこの法が施行さ  
れまして、税務署等国の方から、各特別徴収事業者様全体に周知を図られています。

それによって、各事業所の方は、このガイドラインによって管理をしているというふうに解釈をしておりま

す。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

行政としては、そういう文書も送ってるし、ガイドラインもあるのでということだと思います。

私は、詳しく丁寧にとということが大事だと思うんですが、今、課長が送ったという文章も読みましたが、あんまり詳しく丁寧じゃ、事業者さんにとってです、丁寧じゃなかったんじゃないかなと私は思いましたが。まあ、適正な管理をお願いするということでは、してあるということです。

それで、マイナンバーが記載された書類ですので、もともとは簡易書留とかそういう厳重な扱いが必要な、そういう郵便で送ることが大事だと思うんですけども。黒潮町では、財政上の理由で普通郵便で送っておりますよね。

普通郵便だと、その他の書類と同じ扱いですから、重要書類との認識がないかも分かりませんし、十二分な管理が行き届かない事業所があっても不思議ではありません。

昨年、他の市町村が事業所へマイナンバーを記載しないで送ったと。その理由の一つに、最初に言いましたけど、事業所がまだ体制が整ってないからと。こちらが送っても、相手が体制が整ってないからだというのが、送らない理由にありましたよね。

黒潮町では、このへんは十分考えた上での送付だったと、今も考えておりますか。もっと言いますと、個人情報に対して危機意識を持った対応だったとお考えですか。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

郵送方法につきまして、黒潮町では普通郵便で今年度も送っております。

そのマイナンバーの危機意識についてですが。こちらにつきましては、発送するまでは私たち行政側の責務になってきます。

で、その分については、郵送方法につきましては、その事業所、行政用のガイドラインにもあるんですが、それを簡易書留郵便とか、そういうふうなところまでは明記をされておらず、普通郵便で送っても支障はないというふうに解釈をされております。

それによって、郵送方法は普通郵便で送ってますが、職員の中ではすべてマイナンバー、これの保護についてはしっかり危機意識を持ってですね、外に漏れないということでは取り組んで発送まではやっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私がお聞きしたかったのは、その受け取る事業所さん、預かるね。そちらは鍵のかかった金庫を用意しなきゃならない。情報漏えいがあったら罰則がある。大変、初めてのことなのに大きな負担が掛かるわけですよ。

で、600 にながしある事業所さんが全部そういう体制が整ってるかどうかって考えた場合、どうかなと。大丈夫だろうか。そういうことまで考えて送らない自治体はたくさんあったんですけども、黒潮町ではそのへ

んまで検討されましたかということをお聞きしてるんですが。

どうですか。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

その郵送方法につきましては、課内で検討をしました。どういうふうにするかという、今年度につきましても。

それにつきましては、先ほどの趣旨から外れるかも分かりませんが、課内で話をした中で、従来の方法で郵便で送ると。

ただし、郵送料につきましては、去年の議会でも答弁させていただきましたが、約50万前後ぐらい増えていきます。約680事業所ぐらいありますので、それを書留郵便で送るとなると、それぐらいの経費が増えてきます。

その費用だけを考えるわけではないですが、その内容につきましてはやはり自分たちが管理をしていくということで考えておりますので、重要書類であるという意識はしっかり持っておりますが、郵送方法につきましては従来の、ほかの市町村でも普通郵便で送っていると思います。

で、町としましては、黒潮町も今回は普通郵便で送っています。ただし、認識としましてはしっかり管理をするという、そういう認識は持っておりますので。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私はね、郵送方法を言ってるわけじゃないんです。

郵送方法ももちろんですけども、受け取る側は大変なことになると。そういうことの意識を持って送ったかということ言ってるんですけども、なかなかそこがかみ合わないのか、はぐらかされてんのか分かりませんが。そういう意識が、私が不十分だったのかなというふうに思ってます。

それで、その後ですけどね。送ってしまったわけですから、もうね、事業者さんは直接、他人のマイナンバーを扱うことになったわけですが、その事業者さんに対しての研修会とかですよ、ケアとか、そういうものができてるでしょうか。その後ですね。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは、昨年マイナンバーを預かった事業主については管理等で負担が大きかったが、研修会、その後のケア等についてのお答えを致します。

マイナンバーにつきましては、所得税の申告の際に活用をしているところです。

このマイナンバー法が導入された際に、個人情報保護委員会から特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインが、行政機関編、ならびに事業者編が作成され、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための具体的な指針が定められています。

両ガイドラインには、特定個人情報の安全管理措置等が明記をされており、行政機関、ならびに事業所も、本ガイドラインに準じて管理をされています。

特定個人情報の管理につきましては、行政機関、ならびに事業所同様に、管理者以外の者が安易に閲覧でき

ないよう、保管庫に施錠して、また、コピーもしないように管理をされています。

ご質問の、事業所への研修会、ならびにアフターケアについてですが。このため、事業所が所在する税務署においては、毎年、各事業所の給与担当者を集めて研修を行っています。

平成27年度には、マイナンバー法の施行に伴う説明会を開催し、その際には、事業所としての特定個人情報の安全管理等の説明を行われています。

平成28年以降は、その年の改正内容や記載方法を含めて、各事業所へ統一した説明周知を行っておられます。

平成30年度の住民税の特別徴収事業所は、本町の場合、国内に689事業所、対象者で2,740人がおられます。

しかし、689事業所には、お勤めをされている方々は黒潮町に住所を置かれている方だけではないため、国内に存在する各事業所に対する研修会等につきましては、各地方公共団体が個々に事業所に対して行うことにはならず、国の法律に基づき事務処理を扱っていますので、原因者である国が、統一した見解の下で全体的な対応を行うものであると認識をしています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

国からも文書が行ってるし、それから毎年、マイナンバーについてはそれなりの研修はしてるということでした。

町の方も大変です。でも、事業者さんも初めてだし、いろんな事業者さんがおりますので、これからも分かってる範囲で、できる範囲で、優しく手を差し伸べてあげてほしいということですので、よろしく願います。

それで、町長にお尋ねしますけど。

国は、先ほども言いましたけど、マイナンバーを当面は記載しないと、180度方針を転換しました。

去年は、四万十市や宿毛市、また高知市など、近隣の自治体でも、また全国では、名古屋市とか大阪なんですけどね、マイナンバーを記載して事業所に送るということは中止している自治体があります。

そのマイナンバーを記載しなかったという理由はそれぞれありましたが、その根底にあるのは個人情報の保護であって、住民への被害について危機意識を持ったからこそ、国の方針には従わない方法を選択しております。

高知市の議会での答弁、毎度言っておりますが、もう一度紹介しますけども。

マイナンバーの必要性と、その住民へのリスクを考慮した結果、通知書への記載は行わない方向で検討するというふうに、通知書へは記載をしないで高知市では送っております。

国の通達で言われる必要性、その必要性と住民へのリスクをてんびんにかけて、送付しないという判断。これこそが、地方自治体の大事な軸足ではないかなと思います。高知市のような、勇気ある、または賢明な判断があったからこそ、国も方針を180度転換する後押しになった。その理由の一つになったんじゃないかなというふうにも考えます。まあ国は分かりませんが。

国がやれというたらやると。駄目だというたらやらない。住民のリスクよりも、国に忠誠を尽くすことが重要な判断基準であっては、地方自治は確立しないと思います。それは私が言うまでもないことです。

この点においてですね、去年の黒潮町の取った方針というのはどうだったとお考えですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、基本的な認識を申し上げます。

仮に、記載をして送付しないという決定をするというのであればですね、マイナンバーの制度が議論されてる段階での、自分たちが意見をしっかりと述べるべきであると思います。

ある一定、議論が収束して、マイナンバーやりますってなって、その後に、当然のことながら、何も障害がなく進む制度なんかは一つもないわけで。その障害の中に、個人情報のこれまでよりさらなる高度な個人情報の保護が求められるということになればですね、そこはしっかりと手だてを講じた上で、自分たちは執行していくというのが基本姿勢だと思います。

従いまして、国からのお達しがあったのでということではなく、それは結果お達しがあったというだけであって。そもそもマイナンバー自体が、公益性、有益性があると判断されてスタートしている制度ですので。本来であれば、記載せずに送りますということであるならば、それはマイナンバー制度の成立過程の上においての議論が必要だったと思います。

従いまして、昨年度、ほんとに住民の皆さまにはこの場をお借りしておわびを申し上げなければなりません。誤配ありまして。自分たちが、先ほど答弁で申し上げました、ここを当然クリアしなければならない課題というのをクリアできていなかったということは、もうほんとに反省をしなければならないところです。

さっき、少し前段のご質問でお触れいただきましたが、当面記載しないという通知来まして、正直なところほっとしているというところもありますけれども、何の制度にしてもスタートでいろんなことが起こりますので、それをしっかりと課題をクリアしていく姿勢だけは絶対忘れてはならないと思います。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

クリアする姿勢がなかったらいけないということでしたが。議論があって、マイナンバーが必要だという、その根底の下、そういう議論があってやってたということですよ。

マイナンバーは、まあ国がやってるから必要だと。それは、行政が取るべき態度かもしれません。態度だと思えますが。

それでも、今回、事業者さんにマイナンバーを記載して送る点については、先ほど言ったように、いろんな問題が現在はあると。だから、誤配もちろんヒューマンエラーもありますけども、それだけではなくて、それを受け取る側にも大変問題もあるし、国の必要性と住民のリスクを考慮したときに、高知市さんでは住民のリスクを取った。そういうこと自体が、私は国に対して、国は必要だと言ってるわけですけども、じゃあ住民にとってどうかなという点は、やはりここも考えていくのが住民自治だと思うんですよ。地方自治の確立だと思うんですが。

そういうことは考えなかったんでしょうか。どうですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど、ちょっと言葉足らずだったかも分かりませんが。

そういう懸念でありますとか意見であるというのは、恐らくマイナンバー制度を、制度として確立するために長期間にわたる議論があるんですけども、その中でしっかりとお伝えすべきことであって、運用が掛かりだしてからということにはなかなかかなりにくいのかなと思います。

高知市さんの例も、前回ご提示をいただきましたけれども、なかなか他市町村の取られた立場について言及はなかなか厳しいところでして、その国部分につきましては答弁控えさせていただきますが。

マイナンバー、特にクローズアップされまして、いろいろ全国で議論起りましたけれども、リスクを背負わない制度というのはほとんどなくてですね、すべての制度はほとんどリスクを背負っています。

従いまして、そのリスクを超えてでも、その制度を確立して運用を掛けた方が国民にとって有益であるという判断成される、その議論を経た上での決定でございますので、そこらへんは自分たちは慎重に配慮もしなければなりませんし尊重もしなければならないというのは、基本姿勢だと思っています。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

リスクを負わない制度はないということはね、私は確かにそうだと思いますよ。

だから、これをやっていいということでゴーサインを出した。課長にはこれを止める権利はありませんのでね、国がやれと、総務省が言ってきた場合ですね、いや、これ記載しないで送りますということは、課長にはそういう判断は難しいと思います。ですから私、今回町長に質問を振ってるんですけども。

もちろんリスクを伴わない制度はないですけど、そこに私、逃げないでほしいなど。私から言わせたら、そういうのは詭弁（きべん）ですよ。

リスクはもちろんありますけども、マイナンバー制度の必要性っていうのは、もちろん国は言っております。で、それを広めていかなきゃならないとは言っておりますけども、実際大きなリスクが今回の場合はもっともって考えられたし、考えてる自治体もあって、現実には、国が方向を転換してきたわけですよね。リスクがあったから。そういうことを、町としてはもっと深く考える必要があったんじゃないでしょうかっていうことを言ってるんですけども、町長は問題がなかったということですね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

基本的認識は、先ほどまで申し上げたとおりです。

その上で、リスクの評価が過小であったのではないかとご指摘は、実際に昨年度、自分たちや後輩が起こしていますので、リスクの過小評価ではございませんでしたと言い切れる立場にはないということを重々自覚しております。

従いまして、大変答弁しづらいところなんですけれども、リスクが全くなくて、もうやりましょうやりましょうでやったのではないんですけれども、ある一定のリスクをとにかくゼロにする努力を積み重ねながらですね、これまでもいろんな制度設計がされ、その制度を逐一クリアしてきているわけです。

従いまして、その姿勢は忘れずに、ただし、事実起こってるわけですから、そのリスクの過小評価がなかったかと言われると、過小評価であったと言わざるを得ないというのが現状だと思います。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私は、その誤配を責めてるわけでもないんです。

ただ、町長、地方自治の確立ということをものすごく言われてまして、福祉制度にしても、それから防災に

しても、国はここまでしかできませんというのを、いやいや、これはやりますと言って、実際やってこられた方だし、やろうとしてる。そうして、地方の力、地方自治っていいですか。それを、国に対してどどんぶつけていってる。そういう点ではほんとに、全国の自治体の一つのけん引者になってるのかなと、そういうふう

に思ってます。  
だから、それを考えた場合は、もう一步、住民のことを考えて、情報漏えいがあった場合は住民が大変なんだと。マイナンバーっていうのはそういうもんですよね。大きな問題がありますので、ちょっと待てよというのが町長にあるんじゃないかと私は期待してたんですけど、今回なかったということでこの質問を致しました。

今後もですね、もちろん、国が言ってきたからやる、やめれと言ったけんやめると。そう単純なものじゃないわけですが、単純化して言えばそういうことになりますので。また、住民にとってリスクがある場合は、ぜひ町長にもお気を付けていただきたいと思います。

では、カッコ4に移ります。

マイナンバーを制度は、国民が必要で、国民から求めた制度ではありません。これまでは、年金は日本年金機構が管理して、世帯や住所は市区町村等で管理をしておりました。また、各行政機関ごとに管理されていたわけですが、マイナンバー制度では、それぞれの分野の個人情報結び付けられて、国が一括管理できることになり、政府にとってこそ、国民を管理する上で必要な制度だと思います。

その上、民間企業もこの番号を扱うことになり、個人の番号を官と民が扱う。そういう仕組みになっておまして、これは世界でもあんまり例がないと思いますが、情報が漏えいする危険性が高くなっている、そういう制度になっています。世界から見てもですね。

その後、住民から情報漏えいや窓口対応への相談、苦情等はないでしょうか。

書類管理や窓口対応でのセキュリティー対策をいつも言いますが、再度お聞きします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは、昨年の住民税納税通知書の誤配送に伴う、住民の方々からの相談や苦情等、ならびに書類管理や窓口対応でのセキュリティー対策についてお答えします。

昨年度は、誤配送により個人情報の漏えいを起こし、町民の皆さまに大変ご迷惑をお掛けをしたところと

まず、住民の方々からの相談や苦情等についてですが、現在、私どもが把握している範囲ではありません。

また、書類管理についてですが、庁舎外へ出るときや、昼休み時等長時間自席を離れるときには、机上の書類は開いたままにせず、閉じるように指導をしています。

なお、昼休み時には、担当職員を2名配置をしておまして、他課の職員が来ても安易に書類を閲覧できないようにしています。町職員自身も、個人情報保護を念頭に業務を行っております。

また、退庁時には、書棚の施錠確認、窓口の端末機器やICカードの収納、ならびに公印の保管については、自分が保護管理者として施錠確認をしています。

また、窓口対応のセキュリティーにつきましては、昨年の12月議会でも答弁をしましたが、第三者から個人情報が見られないように、来客カウンターに間仕切りを設置をしております。

また、確定申告書等の書類を基に対応する場合には、ご本人の書類のみを取り出し、第三者に情報を閲覧をされないように対応しています。

なお、所得税の確定申告等においては、今年からはくろしおホールで行っております。

申告会場を移動パネルで仕切ることで、一般フロアから独立させるとともに、申告者同士の視覚的な対策と

して、各受付席の両脇に大型パネルを設置し、個人情報保護の対応をしています。

申告に来られた方々からは、旧庁舎時代と比較して、待合席やプライバシーの保護の対応について一定の評価をいただいているところです。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私がセキュリティー対策について再度問うていうのはですね、住民の中にはまだまだ、マイナンバーの扱いがそれほど重要になってない方もおいでるかもしれない。

個人情報というのは、ほんといっただん流れるといろんな所に使われますので、やっぱり自分の個人情報はまず自分で管理して守っていかなくちゃならないし、大変なものなんだよっていうことを。窓口対応で、ついたてがあつたり何だりすると、あっ、そうなのかと気が付きますので。今、そういう対応を取っていただいているということで、大変ありがたいなと思っております。

カッコ5に移ります。カッコ5、今、少し確定申告にありましたけど。

町民の方から質問を受けるんですけど、確定申告時に役場から提出するようにと言われてですね、そのまま個人ナンバーやけど役場へ持って行って、簡単に見せていいものかと。また、見せて問題はないかというような、素朴な疑問だったり不安があつて、質問をしにくる方もおいでます。

で、町は確定申告時、マイナンバーの記載を求めているのですか。求めているのですよね。で、そのときに、個人情報が漏れいする危険性について十分な説明はされてるでしょうか。

大事なことですけど、手続きする上で、マイナンバーがないと手続きができないですよっていうことを言っはおりませんか。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは、確定申告等でマイナンバーの記載について、住民の方々へ十分な説明をされているか。また、手続きをする上で強制はしていないかについてお答えを致します。

確定申告、ならびに町県民税の申告時につきましては、ご本人確認のため、マイナンバーの確認をしているところです。

住民の皆さまへの周知につきましては、1月、2月の町広報誌、ならびに区長さんを通じて各世帯に配布しています町・県民税等申告書の案内文書にて、ご本人確認の必要書類として周知をさせていただいています。

また、確定申告受付時には、職員からご本人確認のためマイナンバーの提示について説明をしていますが、ご本人が提示を拒まれたときには強制はしていません。

ただし、第三者に誤った課税をしないためにも本人確認は必要ですので、運転免許証や健康保険証等の提示をしていただき、ご本人確認をさせていただいています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ本人確認というのはね、前はマイナンバーなくてできてたわけですから、今言われたように免許証とか

保険証とかね、これさえあればできるわけですので、マイナンバーがなくてもいいわけですよ。

そのことを、マイナンバーか、もしくは運転免許証か健康保険証か、本人確認ができるものという通知なら住民にも分かるんですけど、マイナンバーの記載をお願いしますというふうに来ると、住民はですね、すぐ圧迫感というか強制的なもの、強制力を感じるんですよ。それでいつもいつも言うんですけど、強制はしてないというふうに言っていましたので、それは安心しております。

それで、通告書では今、確定申告だけを取り上げましたけども、ハローワークが雇用保険の手続きでマイナンバーの記載を求めて、ナンバーの記載がなかったら帰すんだというようなことまで言うておりましたが。この点については、全国の住民の運動と国会議員との連携で、厚生労働省がマイナンバーがなくても受理するというふうに答弁をしております。

また、年金機構から送られてきた封筒には、番号の記載について書かれてありまして、多くの高齢者はマイナンバーを書かないと年金がもらえんのかなど、そういう不安に思ってる方もおおいです。

しかし、年金機構や国税庁でも、記載がないことをもって受理しないことはない。記載しなくても受理しますよ、という回答をしております。

住民は、これらのことを知らない人が多くいまして、何となく圧迫感を感じると。

それで役場へですね、これはお願いにもなるんですけども、まず職員さんにそのことを徹底させて、この事実を住民に明確に、いろんな場面で伝えていただきたいんです。

親切で適切なアドバイスをお願いしたいんですが、住民に明確に伝えるか。そして、親切で明確なアドバイスができてるか。

お願いします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

マイナンバーの記載につきましては、先ほど答弁でも説明しましたように町広報誌、ならびに町・県民税の申告書。こちらの方に、マイナンバーを記載しない場合はこういう書類をお願いします、ということを書かせていただいています。

ただ、文面で書いておりますので、そこがうまく理解できないということがあるようであれば、また次回の申告時にですね、また課内で検討をしたいと思っております。

なお、職員の認識につきましては、マイナンバーがなくても別の書類で確認をするということは徹底をしておりますので、申し添えます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

職員さんにも、マイナンバーがなくてもほかの書類で対応してるよということを徹底してるということでしたので。

ぜひ、これからも住民にとって、ほんとどうなのか。私たちは、役場から来たらびっくりするんですよ。あつ、出さなきゃなんない、言わなきゃなんないとかいうことで、職員さんが思ってるより非常にですね、高圧感があるんです。特に高齢者になったらありますので、ぜひそのへんを考えた上で、今後も対応をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩します。

休 憩 10時 40分

再 開 11時 05分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

次の質問者、小永正裕君。

7番（小永正裕君）

最後になりましたが、一般質問を始めます。

3回続けておなじ趣旨の質問をしております。最近ちょっと誤解されるケースがあつてですね、高速道路建設に反対してるのか、時々聞かれるときがあります。私はそういうことは全く考えておりません。これまでもずっと国にも県にも国土交通省四国整備局ですね、そこへも一緒に、道路建設をお願いしますとか、もう何回も行ってます。

それでこの前、ちょっと話が別ですけども、議員全員協議会があつた、そのときの資料にですね。幡多郡の3市の議長と、その幡多郡の町村議長3人が陳情に行ったというふうな、A4の1ページが一緒にくっ付いておりましたけども。これも今、土佐清水市で議長をやられております方とたまたま数年前に会つてですね、何かのケースで。それで、このままでは幡多郡はもう取り残されるよと。もう町村とか市とか言わんで、一緒に市も町村も、まあ、まず議長会が率先して仲良くして、とにかく、その山と海の荒廃。それと道路。こういう広範に関するものは一自治体では解決できるもんじゃないと。必ず連携して取り組んでいこうというふうなことがきっかけですね、3市の議長さんにはよろしくお願いします。ほんで、町村議長会では私の方が連絡つきますから、日にちを調整して議長同士でまず会いましょうと。それで、ずっと持ち回りですね、6市町村ずっとやってきたわけです。

それと同様にですね、四国の議長の会長をやっておつたときに、四国ももう全国からいうたらレベルが一番低いとこです。経済的にも何も。それで、四国全体が一つになろうというふうなことで、町村議長会と首長会、これがそれぞれ会を開いた後で決起大会開きましょうというふうなことでですね。そのときの事務局さんには大変ご迷惑を掛けたと思いますけども、初めて香川県で、高松で第1回の首長、議長会長会を開いたわけでございます。そのとき大西町長が当選されてですね、出席されておりました。

私はその前の年か何か議長を受けてましたけども、何かそんなきっかけつくれたもんですから、乾杯の音頭かあいさつか忘れかけたけど呼ばれましてですね、あいさつをせんといかんというふうなお声を掛かってきたというふうな経緯があつたわけです。

それもさっき言いましたように、幡多郡の市、町村議長、別々じゃいかんと、一緒になろうと。とにかく弱いとこは一緒だということで、続けてずっと今もやっていただいているというふうなことでございますから、私は高速道路建設反対ということは絶対ありません。ここで明言しておきます。

ただ、私が問題にしておるのは、ルートと工法がおかしいというふうなことなんです。それはなぜかという、私は黒潮町の議員でございますから、黒潮町で生活する人の生活、安全、これを第一に考えていきたいと自分では考えておりますので、こういう趣旨の質問に、自然と出てきたということでございますね。

それでは質問に入ります。カッコ1。

もう3回目ですから簡単に、さらっと流すように進んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議院経験者や高規格道路、あるいは行政に非常に詳しい方々いろいろおられますが、この黒潮町を走るルートは山側ルートであるというふうにですね、詳しい方はよく言われます。

どういふ理由で、またいつごろ。今回のあれで決まったかも分りませんが、今の法線に変わったのか、そのいきさつがありましたら教えていただきたいということでございます。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の1、佐賀大方高規格道路ルートについてのカッコ1。この道路は当初山側ルートに法線が引かれていた。いつ、どういふ理由で、今回示された法線に変わったのかについてのご質問にお答え致します。

佐賀大方道路のルートにおきましては、国土交通省が平成25年12月より計画段階評価として第1回四国地方小委員会で審議を開始し、平成26年2月には地域の課題と、課題を解決するための道路の役割について地域への意見聴取を行いました。それらの結果を基に平成26年6月に第2回四国地方小委員会が行われ、同年5月に2回目の地域への意見聴取が行われました。

その2回目の意見聴取時に、初めて1キロメートル幅のルート帯の3案が示されております。そのルート帯3案は、1として、区間延長を極力短くした山側ルート帯。2として、市街地集落との連絡性を優先する海側ルート帯。3として、現国道56号を改良する案となっております。

このように3案が同時に出されており、ご質問の、当初、山側ルートに法線が引かれていたという事実はございませんし、今回示された法線に変わったということもないと国土交通省よりお聞きしております。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

そうかも分らないですね。

私はいろいろそれ考えたんですけども、はっきり示されたというふうなことはありませんでした。

ただ、バイパスルートが建設される。そのルートについてなんじゃかんじゃいろいろとありましたけども、そのときの町長から私が聞いたことは、バイパスのルートは山側の方を通ったら、何も農地もつぶすこともないし、遺跡もないし、スムーズに行くことないですかいうようなこと聞いたことあるんですけども、山側ルートは後に高速道路が通る予定があると、それでダブるからこっちの方にしたんじゃというふうなこと聞いたことあるんですよ。

それが正式に決まったことかどうかは僕も確認できてないので何とも言えませんが、ただ、その当時の町長さんからはそういう話を私自身が議員という立場になったときに聞いております。それは確かなことでございますけども。

ただそれが、さっき課長言われましたように、正式に決まっておったことが、ただそういう、ご本人が要望を持っていたか、これは自分では分りませんが、そういう返事がそのときの町長からいただいたというふうな経過はあります。

それとですね、地元の方がですね、このルートに非常にこだわるということは、列車がついたんですよ。軌道がずうっと。それで、人家の近いところがええでしょうということで、浜の宮と入野とのちょうど真ん中ぐらいに駅ができた。この旧庁舎の南側ですね、松原寄りにできましたけども。それできてから地元の人みんな、

こりゃいかんというふうに直感的に気が付いたというふうな話を聞いてますね。

なぜかという、日常の生活に非常に邪魔になるらしいです。それこそ、遠距離の旅行とかそういうものには非常に便利なものですが、日常の生活には非常に支障をきたすというふうな話をよく聞いたことが自分も覚えているわけです。

それで、地元のそういうその前から、ここ的高速は山を通るはずじゃというふうに考えている人たちも、話を聞いておったらおんなじようなそんな、日常生活に支障が出るからああいうものは町中には引き込んでくるものではないというふうな思いが皆さんにあるということは事実ですね。

そういう思いがずっと積み重なって、もう既に決まっておったというふうな話になっておったかも分らないですけども、これはもう確認のしようがないんで何とも言うことはできませんが。まあ、はっきり言って国交省の方にもそれはなかったというふうなことに確認されたということですね。分かりました。

2番の方、移ります。

発表された今回のルートは、黒潮町の都市計画について県が評価した結果、それが認められたということらしいですが、その都市計画が作られた期日と内容についての説明をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員のカッコ 2、発表された今回のルートは、黒潮町の都市計画について県が評価した結果、それが認められた。その都市計画が作られた期日と内容の説明を、についてのご質問にお答え致します。

そもそも、佐賀大方道路の都市計画決定は、国の計画段階評価の審議がなされ、方針の決定後に高知県が原案の作成を行い、手続きを行っていくものです。そのため、都市計画決定案の縦覧、地元説明会、そして公述申出書による公聴会の開催など、都市計画決定に至るまで高知県が主体的に実施しているところでございます。よって、黒潮町の都市計画について県が評価し、それが認められたということではございません。

期日につきましては、都市計画決定案の作成は平成 27 年度からございまして、平成 28 年 4 月から都市計画決定に向けて手続きを開始し、平成 29 年 1 月に手続きが完了しております。

また、内容につきましては、都市施設として道路区域の決定を行うものでございます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

課長の言われるとおりでした。

私これ、質問書を書いた後で県のホームページ見たら、県が作ったと書いておりました。

それで、県が何で黒潮町の都市計画を作るのかなと、それを不思議に思っておったんです。でも、この国道関係のために、その都市計画を作る必要があると、ある場合があるということらしいですので、ああ、そういうことかと。道を造るために県が作った。

黒潮町が作ったのは、平成 24 年くらいですね。24 年 3 月か。これ、黒潮町は大西町長になっておったときだと思いますけども、前の町長のときに一応案を作っておって、24 年 3 月の議会で都市計画らしきものですかね、駅前活性化みたいなものを目標で一応作っておったというふうなものだったと思います。

これも私が、この通告書を書く前に調べておけば良かったんですけども、その後で県の方が作ったということが分かりました。

ありがとうございました。

カッコ3番で、この道路のルート決定に地域住民の意見を聞いたこと、あるいは、事情説明に町から行ったことはこれまでに一度もないということですが、これから説明に行くということは考えておられますか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員のカッコ3、この道路のルート決定に地域住民の意見を聞いたこと、あるいは、事情説明に町から行ったことはこれまでに一度もないということですが、これから説明に行くということは考えているか、についてのご質問にお答えします。

佐賀大方道路は国土交通省が事業主体のため、事業化前の地域への意見聴取、事業化後の測量立入説明会など、国土交通省が開催してまいりました。町としましては、その都度、国と連携し、取り組んできたところでございます。

過去、町単独での説明会は行っておらず、今後におきましても国土交通省が説明会を開催する場合は十分に連携して取り組んでまいる所存でございます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

この時点で町長は、この第1のルート帯になるということはお存じでしたか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

5番の質問で多分、詳しい説明が課長からあると思うんですけども。

第3回の地方小委員会というのが平成27年3月18日に開催をされています。

（小永議員から「27年」との発言あり）

そうです。失礼します。

平成27年の3月18日に第3回の四国地方小委員会というのが開催されています。そこで。

（小永議員から「ああ、3月18日ですね、はい」との発言あり）

そうです。

そこで事業者の方針。事業者というのは、いわゆる国交省です。

その方針決定がされて示されたということです。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

私、後のあれで確認しようと思ったんですけども。

3月18日に知ったということでございます。町長が知られた。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それまでですね、決定がされてないわけですので、知るすべがないというのが現状です。

3月18日はもう、これ方針決定がされまして、このルート帯でいきたいと思います。

少し補足をさせていただきますと、25年から約1年半をかけてですね、小委員会というのは3回開催されています。その開催される小委員会の基礎資料となるのが住民アンケートでございまして。住民アンケートプラス、関係自治体7自治体、それから団体数にして34。このヒアリングがその都度行われていまして、それらを総合的に判断をして、先ほど申し上げました平成27年3月18日、第3回四国地方小委員会によって事業者の方針決定がされた。その公表をもって周知されたということです。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

27年の3月18日に決定を知り得たというふうなことです。

この前、5月の31日にですね、国交省の中村出張所から副所長をはじめ皆さんがおいでいただいて、議会で全員の懇談会とか何かあってですね。5月の31日に、その50分くらいかけてプロジェクターで映しながら、その副所長さんが説明してくれたわけですけども。

この3月18日に正式に決まったようですけども、おんなじ27年の3月17日付ですね、素案の回答を四万十市長と黒潮町長が送付されたというふうに国交省の副所長の方が教えてくれていますね。このルートというのは、もうその時点では町長は知っておったというふうなことでございますね。

次の小委員会で集まって、賛成言え、それ決定はもう間違いないことですから。それに、ルート1がこう書いたのがありますよ。下に赤線引って張ってですね、書いてくれましたね。

国土交通省四国地方整備局長様。高知県幡多郡黒潮町長、大西勝也。

道路事業の計画段階評価に係る意見照会について回答。

平成27年3月17日付、国四整道計第45号にて照会がありました四国横断自動車道（佐賀四万十）における対応方針素案における意見照会について回答致します。

津波の影響を受けない高台での整備や、国道56号の代わりとして利用でき、防災拠点施設や市街地と円滑に連絡できるインターチェンジ配置などが考慮された案1が妥当と判断致します。

ここは、国交省の方でわざわざ赤線、下線を引いていただいてですね、ここですよ知らせてくれておりますが。これを読みますと、もちろんそれまでもいろんなヒアリングが町にあっただけですね。その結果、こういうルートになったというふうなことになるわけですよ。

正式に発表をするには、この次の日の18日ですか。に、皆さんが集まって採決するわけですから、大体そういう素案が先に、対応方針、原案に対する意見ということですから。特別に別の異なる意見はなくてですね、同意の回答をされておられますよね。

これは、これだけ早く知っておったということでございますから、3年前の3月ということになりますか。そのときから、この道路はこういうコースで、こういう工法で造るというふうなことがもう分かっておらないと、こういう返事はまず書けないわけです。

だと思いますけど。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

5番で、あの法線の決まった時系列について質問いただくようになってますが。ちょっと、そこを説明させていただかないと、ちょっと全体が分かりにくいのかなと思います。よろしいですか。

(小永議員から何事か発言あり)

その方が多分、ご理解いただきやすいと思います。

(小永議員から「はい」と発言あり)

まずですね、事業者素案というのは国交省が策定を致します。

その事業者素案策定に致るまでに、国交省は勝手に作るわけではなくて、さまざまなヒアリングを掛け、もちろん首長にもそうですし、団体にもそうですし。それから2回にわたる住民アンケート。これ、黒潮町では対象世帯は全戸です。これをやって、その都度上がってきた意見を踏まえて小委員会を開催してきた。その第3回の小委員会、最後の最終回になりますけど、が27年3月18日。その小委員会に向けての意見書の提出を求められたということでございます。

それから、ちょっと、もしかすると共通用語を持たなければちょっとまずいのかなと思ひまして。先ほど、ご質問の中で決定したということになりましたが、ご質問いただきましたが、平成27年3月18日の第3回地方小委員会の決定というのは、あくまでも事業者の方針決定でございまして、もしかすると正しい用語的に使おうとすると、都市計画決定をもって正式決定というべきかも分かりません。そうなりますと、29年の1月27日ということになるのではないのかなと思ひます。

その間にもですね、さまざまな時系列ございまして、少しずつ申し上げます。

スタートしましたのは平成25年12月11日。これは四国地方整備局における第1回の地方小委員会です。この際には、議会への説明と重複するようになると思ひますので繰り返しの答弁になるかも分かりませんが、高速道路の必要性とかですね、これまで自分たち、あるいは議会と一丸となって訴えてまいりました。そういったようなことが評価され、では実際に住民の皆さまはどのようなお考えをお持ちなのか。こういったアンケートが翌26年の2月4日から2月24日に開催をされています。全戸です。

その後、そのアンケートを踏まえた上で第2回の地方小委員会が開催されたのが26年6月5日。

じゃあ、もう一步踏み込んで、どういうルートがええのかね。こういうことになるわけです。

そのルート帯に対して住民の皆さんはさらにどういうご意見をお持ちなのかというアンケートが、平成26年9月24日から10月22日までかけて行われています。そして、それをもって第3回の。先ほどから繰り返しになりますが第3回が開かれたと、こういうことになります。そこで事業者の方針が決定されて、国交省としてはこういう法線。いろんな意見をお伺いした中で、あるいは総工費と相談し、いろいろな判断基準をクリアしながら判断した上で、こういう法線でいきますというような方針が決定され、それに基づいて都市計画の原案の作成作業に入られた。こういうことになります。

住民周知についてですね、少しここから結構タイトなスケジュールでさせていただきます。

まず、事業者の方針決定がされた旨は平成28年の9月議会の開会冒頭、あの毎議会やらせていただいております行政報告の中で。

関連する所だけ端的に申し上げます。

このたび国土交通省から高知県に都市計画の事業者素案が提出されると発表がございました。今後はこれを基に高知県において都市計画を作成し、都市計画決定手続きに着手することになりますという報告を議会にさせていただきますところ。

その後、当然のことながら、そのご報告させていただいた内容が実務的に進んでいくわけですが、まず9月議会終了後の平成28年10月14日から10月28日まで都市計画の原案の縦覧が行われています。この際にも、10月14日から都市計画原案の縦覧、それから住民説明会、公聴会。これは一つのセットでございまして、そのスケジュールを住民の皆さまに周知するために、そのスケジュールをさらに全戸配布をさせていた

だいています。

その後、縦覧、住民説明会、公聴会を開き、その後に高知県知事から、その都市計画原案についての意見聴取を地元の首長に求められます。それについて自分たちは返答をしなければならいんですけれども、意見聴取で自分の考えを返答するのではなくて、黒潮町にございます黒潮町都市計画審議会に首長として諮問を致します。その都市計画審議会の答申をいただいて高知県知事にも返答すると、こういった流れになっています。

それを踏まえ、平成28年11月25日から12月9日まで。こちらが都市計画の縦覧となっております、こちらの方も住民周知。できるだけ多くの皆さまに来ていただきたいので、縦覧開始前日の24日には朝夕、そして縦覧開始の当日には、朝、縦覧開始を致しますという旨の告知放送をさせていただいております。その間で住民説明会を行い、縦覧期間が終了後に高知県の都市計画審議会が開かれた。時系列でいうと、こういうことになっています。従いまして、正式にということになりますと、県の都市計画決定をもってというのが正式にというべきなのかなと思っています。

従いまして、ご質問いただいております3月18日の第3回地方小委員会の事業者素案の公表、方針の決定。この前日に自分の所に今、意見聴取があって、多分、四万十市も一緒やと思うんですけども、答申をさせていただいたと、こういうことになってます。

(小永議員から何事か発言あり)

すみません。

議長 (山崎正男君)

小永君。

7番 (小永正裕君)

やっぱりいろんなやり取り、やっぱりありますよね。

やり取りした上で、黒潮町の意向とかいうのは課長とか担当者からいろいろ聞いておるわけね。情報防災課長がしたかも分からんけど。

いろんな情報を集めて、既にもう素案になる前に固まっておたいうふうなことじゃないと、素案も問い合わせは町まで来ませんわね、第一。そういう手続きは一応必要かというふうなことで。

さっきの都市計画じゃないけど、県が代わりに作ってくれたみたいになってますので、そういう手続き上のことが道路を造る上では必要なことが、事務的なことはいろいろあるというふうなことは良く分かりました。

今も言われましたけども、この前の一般質問のときも言いましたけども、アンケートとか地元の人に対する問い合わせとか、そういうことがいろいろ言われてますけども、ほんとにね、コースとか工法とか分かるような内容では多分ないと思いますよ。全然関係のない人にいきなりそれ聞かれて。いやあ、それはどうなりますかみたい、びっくりするくらいの中身の衝撃的な問いというものは、ほんとにないと私は思いますけどね。

2回目のアンケート、言ってみますと。

災害発生時に円滑な救命救助活動のため地域の防災拠点施設と連結ができること、どう思いますかというふうなことでしたら。ああ、それはいいことだ、そう思いますとか、そうは思わないとかいうふうな、5つに分かれておるといふふうなこと言いましたけども、そういう問いなんですよ。

大きな病院や市場や観光地まで早くスムーズに移動ができること。それは、その方がええですわね。いうふうな、そういうものなんですよ。

15メートルの高さに幅60メートルで農地を全部つぶしますいうふうな、これいいですか悪いですかいうふうな問いはないんですよ。

ましてやね、これ対象になって聞かれた人がほとんどが、通過人数、通過人ですよ。パッセンジャー。地元の人ほとんどいないということなんです。

だから、地元の人たちの農家の人たちに、いろいろ知り合いの人に尋ねてくれんろうかいうて、いろんな人に多くの人に尋ねてもらいましたけども、私が聞かれたことありません。アンケートというのは全戸に配ってます。全戸に配ってるらしいですけども、アンケートの中身がですね、郵送して返すいうふうなことも手間じゃないと思うほど一生懸命考えてる人が少なかったということでしょう。アンケートの回収率もほんとに少なかった。各戸に配布したものがですね、返ってくる率が非常に少ない。

なんかびっくりするような内容が問われておるようなアンケートの内容なら、それは回収率はずっと高くなると思いますよ。だから、これは一応やるべき、通過するような手続きでございますというふうにしかならないのですよ。なぜかというと、地元の人が少ない。本当の。

次は、5番目は、じゃあ聞かなくてもよろしいですかね。答えてもらったんで。

(町長から「補足はしなくても大丈夫ですか」との発言あり)

そしたらですね、数年前のことですけども、町長が大変気に入ってですね、これ、県の方にも相談にも行ってみようかというふうなこと聞いたことあってですね。

これは、入野松原のかさ上げというふうなことをやったらどうかというふうな提案があって、それはええですね、いうふうなことで町長が気に入ってですね、県の方へもぜひ相談にも行きたいというふうなご返事があったというふうなことをご存じの方がおられますね、その話聞いたんですけども。

これが事実かどうか。それか、県の方に実際に行かれたかどうか、行かれなかったかどうか。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、再質問に答弁させて。

あ、再質問でよろしいですか。

(小永議員から「いいですよ、こういうことで」との発言あり)

はい。

それでは、再質問に答弁させていただきます。

ちょっとすみません。通告をいただいと、調べて正式なご返答ができたと思うんですけども。

記憶をたどればですね、さまざまな技術提案をいただきまして、いろいろな方から。あるいは、住民の皆さんからも、こうしたらどうや、ああしたらどうやという、すごいいろんな提案をいただきます。

特に、34.4メートルが示された後というのはそういうことがたくさんございまして、その中で一つでも可能性がないか。例えばですね、入野松原の延長のお話も一度企画で出たこともございます。

それから、恐らく議員がおっしゃられているのは松原全体をかさ上げするということではなくて、これ多分、議会提案ではなかったかなと思いますけど。松原の中に通ってる道路ですね、あれを直壁で上げて堤防代わりにできないかというご提案をいただいた記憶がございます。恐らくそういうことなのかなというふうに思っています。

すみません。ちょっと記憶が定かでないの、なお、また調べさせていただくこと可能ですけれども。

議長 (山崎正男君)

小永君。

7番 (小永正裕君)

議会の方から執行部へ、直壁の道の上に壁を造ってくれというのは議会では動きは全くありませんでした。ただその、大変、町長がやる気になってですね、県の方へもぜひ相談に行きたいというふうなことを言われておられましたので、実際に行かれたかどうかというふうなこと、覚えておられないことです。

行ってなかったら行ってなかったで構いませんし。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

明確にお答えできるのは、正式な要望書を持って、正式な手続きを踏んでという要望をした記憶はないです。

それから、松原全体をかさ上げするという構想があったということの記憶もないです。

ただしですね、幾つか当時議論をした企画が幾つかございまして、ほとんど手付かずのまま今に至ってるんですけども。例えば、加持の川ですね。あの右岸。あそこは非常に流入しやすいということもあって、あそここの強化ができないかということを検討したことがあって。ただ、堤防を上げましょうという話にはならないので、例えば松原の延長ができないかとかですね、いろんなことを検討した時期がございました。

恐らく、その中の一つなのかなと思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

その提案されたというふうなことは具体的にですね、高さ11メートルとかいうふうなことを言われて、土を盛って、土手ですね、一応。そういうものを造ったらどうかというふうなことを何か。図面が何か分かりませんが、提案したというふうなことをはっきり言われておられましたので。その後、その方が町長に、あの案はどうなりましたかと聞いたらしいんですけども、それは取りやめましたというふうな返事をいただいたというふうなことなんです。

そういうことありましたか。覚えてないですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

多分ですね、さきほど申し上げましたように、松原の中に通ってるあの道路ですね。あれのかさ上げをしたことによる堤防効果のお話だと思います。

（小永議員から「土盛り」との発言あり）

だったと思います。

すみません。記憶がちょっと定かでなくて。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

その後でですね、その案を、どうでしたかというふうに町長に聞いたらしいです。

その返事、覚えてないですか。

聞いた人ははっきり覚えてるんです。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

申し訳ございません。

ちょっと記憶にございません。

申し訳ございません。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

もうお屋になりますので、そろそろ終わりたいと思いますが。

その方が言うにはですね、あそこへ土を盛ると波がさえぎられて、東の鞭の方へ大変な被害を出すと、そういうことでやめましたというふうな答弁が。答弁うか、をもらったという話を聞いております。

それで、私だけじゃなくて、ほかの方も一緒におられましたので、いろいろ、そういう答弁がありましたいうふうなことを聞かれて。聞いたときに、そういう町長の答弁であったというふうなことを言われましたので。

私がこの質問を出したきっかけは、今の土を盛る、防波堤になる所が山側にもうちょっと奥回りにずれるわけですけども、あそこを15メートルの高さで土を盛ってせき止めれば、行き場がなくなった波がですね、もう入野地区全域と下田の口も当然、蛸瀬川から入ってきますから、両方から入った津波がですね、入野、田の口で大変なことになるというふうな心配と、農地が消滅するというのを心配して、これを3回も続けてやっておるわけでございます。

だから、町長もし、そういう答弁をされたのなら、私が危惧（きぐ）しておる、その人命にかかわるいうふうなことも、農地と同時に大変な被害が、入野、下田の口に出るというふうなこととおんなじように直感として東側の鞭の方の方が大変な被害が出るというふうに覚えたんじゃないかね、いうふうに、その方たちとは話はしたんですけどね。

もし、そういう考えがほんとに持っておってそういう答弁をしたなら、やっぱりこの土盛り工法というのが大きな問題になってくると思うんですよね。だから、片っ方は助けて、片っ方はどうでもええというふうなことにもなっても困るわけですから。

私も何回も何回も確認したわけです。ご本人とは、どうなんでしょうね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

ちょっと全体がうまく把握できていなくて。

まず、工法のお話を答弁させていただきますと。

国交省の方にも申し入れをしておりますし、恐らく前回の議員の皆さま向けの説明会の中でシミュレーターを回していただけるというご返事をいただいているのではないかなと思います。

従いまして、それをもってということになろうかと思います。はい。

議長（山崎正男君）

小永君。4番の質問はどうなってますか。

（小永議員から「戻ってよろしいですかね。すみません」との発言あり）

小永君。

7番（小永正裕君）

地域の農家の人たちが協力し合い、土地改良区として補助金を受けて作り上げて、優良農地と自他ともに認

める貴重な財産となっています。現場視察に行かれたことはありますか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員のカッコ 4、地域の農家の人たちが協力し合い、自他ともに認める貴重な財産である優良農地について現場視察に行かれたことはあるか、についてのご質問にお答え致します。

貴重な財産であることは認識しておりますが、農地について、現場への視察を行ったことはございません。

事業主体である国土交通省においては、計画策定段階から現地の状況も確認し、計画に反映しているとお聞きしております。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

今ね、ぜひ、今の時期行ってもらいたいんですけども。

私が一例としてタバコを挙げてますけども、タバコというのは前も言いましたように、作る人によって随分、作柄違うらしいんです。

ところが、あそこへ行って、今おんなじように育ってます。どなたが作ってもおんなじように立派に成長してるみたいですね。専門家の人に聞くと、今年の作柄すごいええと言ってますので、ぜひともそういう姿をですね、ぜひ一見していただきたいと思ってます。

ここは国営農地、改良区、いろいろありますけども、この早咲、田村、小川、加持ですか。ここの改良区、一番先にやったんですね、こっちの方で。それで始めて。最初は鞭の方にも申し入れしたらしいですけども、もう、わしのところはやらんというふうなことでした。

ところが、その初めて出来上がっていくのを見ると、こんなええところになるがやったらわしらもやるということで、後で入れてくれということで。工事はその代わり後になりますよいうふうなことで、平成7年に一番最後の工事が終わってますね。始まったのは昭和58年からですから、早咲の方、一番先に始まっているわけです。それで、鞭の方は一番最後の平成7年に終わってますね。

これね、幡多郡で一番広い農地らしいですよ。全体で。ここは後で入った鞭の農地も入るんですよ。その農地をね、今できてる作柄をぜひ見てくれんかと耕作者は言ってますので、どんなものができるかぜひ見に行ってください。時間を取って。ほんの数分でもあれば。

あの奥までずうっと走った真っすぐの道がありますからね、そこへ行けばすぐ分かると思いますから。見事な葉っぱができてますよ。

行ってくれますか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

国土交通省の方にも相談しまして、対応してまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

もう時間がまいりましたので終わりますけども、とにかく最低でも工法だけは見直してもらいたいと強く思  
って一般質問を終わりますが、参事には大変、2年間の間ご苦勞でございました。

皆さんも言われてましたが、これから大出世して大臣補佐官になるでしょうから、頑張っていたきたいと  
思います。今晚はみんなであつと。

終わります。

議長（山崎正男君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、午後1時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第2、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会  
計補正予算）から、議案第12号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結につい  
てまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

それでは、総務教育常任委員会の審査報告を致します。

お手元に配付しております審査表のとおり、平成30年6月7日、13時から15時30分まで、全議員の出席  
の下、副町長、教育長、次長、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、付託されました全議案は、すべて全会一致で可決するものと決しましたのでご報告致します。

それでは、付託された議案について、委員会として特に説明を加えておくものについて報告します。

今回はあまり容量がございませんので少ないのですけれども、議案第6号から、黒潮町行政組織条例の一部  
を改正する条例についてご説明します。

本会議で縷々（るる）説明がありましたけれども、この議案については、約2年間、本庁で執務を行って  
いただきました北岸参事が、大変残念なことです。6月をもって総務省の方にお帰りになるということですので、  
その関係で提案された企画調整室の設置に関する条例の改正でした。

これまでの参事の業務を引き継ぐ形で、総務課から2係を企画調整室に置き、室長1人、現在の職員5名、  
地域おこし協力隊若干名を含め、町長直轄部署として業務を行うということでした。

本町が目指す姿を実現するための今後5年間の目標や設置の方向性等をまとめた、黒潮町まち・ひと・しご  
と創生総合戦略等の計画は、各課で継続して実行するものとなっていますけれども、この総合戦略の策定につ  
いて、参事には大変、非常にボリュームのあるハードな執務をご担当いただき、ありがとうございました。

また、黒潮町子育て応援補助金交付金制度の創生や特産品の開発など、さまざまご提案をいただきました。  
お帰りになりましても、黒潮町の一員として今後もご尽力いただきますように、お願いしたいと思っております。

次に、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてご説明します。

これにつきましては、委員から、どのような企業が対象となり、どのようなものの固定資産税が対象になる  
のかとの質問が出ました。

税務課長から、黒潮町では土木関係、旅館業を除く企業がほとんどが対象となり、大敷網漁などの企業も対象となるということでした。

また、これは1パーセント以上の利益を生むことを条件として、事業拡大を目的とする中小企業が対象となるということでした。

商工会を窓口として、認定先端設備等導入計画を作り、中小企業庁で認可された事業であれば購入、設置されたものが対象となり、限度が決まっております。機械類については160万円、測定機器などは30万円、独立した建物を設置する場合については60万円と、最低限度が決められているとのことでした。

続きまして、議案第11号の黒潮町一般会計補正予算について、補足を致します。

17ページにあります2款の総務費について、補足説明をさせていただきます。

財務管理費のうちの、用地測量委託28万9,000円と、駐車場用造成工事費100万円、佐賀の町有地に衛生車の駐車場を整備することに対する工事に、委員から意見が出ました。

災害が起こったときのために衛生車両を高台に駐車してもらふ事業ですけれども、駐車場を公費で整備するのであれば入野地区にも同業な業者があり、既に個人で高台に駐車スペースを造っている方がるので、その整合性が取れるかと、委員長から質問が出ました。

執行部からは、3業者に話を聞き、できるところから整備をしていくように対応しているとの答弁がございました。

また、町が造成した駐車場ですので、造成費に見合う賃貸料を制定し対応するとの説明もあり、入野地区の他の業者の方の駐車スペースには高規格自動車道との建設予定地の問題がありますので現状が確定しているわけではないということでしたので、その事業の進捗よくを見極めながら今後対応していくということで、他の業者さんについても、高台移転についてはご検討していただいているということでした。

次に、18ページ、11目の情報化推進費について説明を致します。

委託料では200万円、佐賀庁舎の放送施設が老朽化しており、いつ壊れてもおかしくないような状況にあるということですので、早急な対応をしたいというご説明がございました。

それと、その下になりますけれども、防災関連放送業務の委託。これはIWKへするということでした。

今、災害の本部が設置されますと、関連情報を出すことになりまして、夜でもIWKの放送をしてもらっている状況にあります。

また、災害時の状況を確認するためにドローン撮影もお願いしているということですが、その出動経費については現在の委託料内で対応していただいているということですので、事業料が増えることが予想されるため増額補正をするものというご説明がございました。

その下にあります、大方球場告知放送の設備及び映像設備整備事業費119万2,000円については、大方球場に告知放送、告知端末を入れるというものです。

外部にも聞こえるものになるということですので、この事業につきましては近隣でお仕事をしている方や、それから観光でこの公園内を訪れる方々にも告知ができることになるという説明がございました。

また、放送ということも書いてございますけれども、今のところはまだできたらいいなという状況で、調査検討をして進められたらいいなというような状況だそうでございます。

その他、歳入、地方債補正については、特に委員からの意見や討論はございませんでした。

今回は議案が少なかったため、以上で総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、藤本岩義君。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の報告を致します。

今回、付託された議案は4議案です。委員全員と、町長以下、関係課長の出席の下、慎重に審議を行いました。

開催日は6月7日で、14時から16時5分です。

なお、開会まで3月議会中に視察予定でしたが、町道工事検査がありまして視察が中止となりました、錦野団地にありますあったかふれあいセンター錦野広場を視察させていただきました。近代的な、木をふんだんに使った暖かい施設でした。

その中で少し気が付きましたのが、福祉避難施設ということにもなっておりまして、機材を保管をできる防災保管倉庫などや、そしてトイレ、便器の付いたトイレの所の手すり等も設置などがまだできておりませんでしたので、今後必要になってくると思います。

その後、担当の方に伺いますと、認知しており、現在対応を検討中ということでございました。

それでは、議案番号順に報告します。

議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。

本件は、平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算でして、平成30年5月30日の平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計決算によって、単年度決算では法定外繰入を6,000万行った関係で約8,900万の黒字ですが、累積赤字があるため1,813万6,680円の不足が生じることから、平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算から不足分1,813万7,000円を繰上充用するものです。

本議案も、全会一致で承認されました。

続いて、議案第8号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例について。

本件は、3月議会でも可決した、黒潮町行政組織条例の改正に合わせて提案すべき改正が見落としていたものです。

これも全会一致で可決されました。

議案第9号、黒潮町宮拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。

本件は、平成13年に公営住宅法に基づかない住宅として、若者の定住を図るため黒潮町宮特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例で設置管理をされていましたが、現状では4戸のうち3戸が空き家となっており、随時募集でも入居者のない状況です。

要望のあった、家賃の見直しや入居資格等を変更し現状に合わせた条例の名称とするため、従前の条例を廃止し新たに本条例を制定し、入居者資格45歳以下を50歳に、家賃を4万から2万になど、条例の整備を行ったものです。

本件も全会一致で可決されました。

議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計補正予算について。

本会議の説明と重複する分もあると思いますが、お許してください。

17 ページの 2 款 1 項 1 目、一般管理費、13 節ふるさと納税寄附拡大化支援委託 500 万は、ウェブサイト、ヤフーやグーグルですのようですが。に広告を出すもので、そこをクリックすると、黒潮町ふるさと納税の返礼品等が見られるようにするものです。

これは 29 年度も実施しており、事業効果は事業費の 14 倍と推定されておるようです。今年度で言えば、7,000 万ぐらいの効果があるのではないかと思います。

18 ページ、3 款 1 項 1 目、児童福祉総務費、13 節子ども子育て支援事業計画策定業務ニーズ調査委託 156 万 9,000 円は、現在の計画が 31 年度に切れることから、保護者等に調査を行い、32 年度以降の計画を作成するものです。

19 ページ、4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費、18 節医療救護所備品 39 万 3,000 円は、町内に指定している 7 カ所の医療救護所、拳ノ川診療所、伊与喜小学校、佐賀診療所、大方中学校、大方クリニック、青少年の家、三浦小学校のようです。そのうち、三浦小学校へ担架やベッドなどを備えるものです。

2 目保健事業費、13 節小さな拠点医療等相談事業委託 120 万円は、こぶしのあったかふれあいセンターで実施しておる医療等相談事業を、錦野、北郷、佐賀でも、幡多医師会の協力の下、実施するためのものです。

6 目環境衛生費、15 節太陽光発電設備是正工事費 839 万 6,000 円は、主に拳ノ川診療所に設置した太陽光発電装置に、2 系統のうち 1 系統しか蓄電装置がなく、会計検査等で指摘を受けたもので、蓄電装置を付加するものです。

また、水道未普及地域解消工事 1,600 万円は、久保浦地区の工事を行うものです。これで、現在のところ要望が挙がってきていた未普及地の解消となります。

ページ、20 ページ、7 目診療所費、18 節備品購入費 268 万 3,000 円は、先ほどの三浦小学校と同じく救護用品の購入で、拳ノ川診療所、伊与喜小学校に配備するものです。

21 ページ、6 款 1 項 3 目、農業振興費、19 節施設レモン産地化支援事業費補助金 209 万円は、施設のレモン栽培を新たに開始し、複合経営で農業所得の安定を図るものです。

今回は規模拡大区分として、レンタルハウス補助上限に 10 アール当たり 100 万円を加えるもので、7 割補助になっておるようです。

そして、また整備区分として現在のハウスに改良を加える事業で、一件当たり 30 万円の 3 件で、90 万ということです。

6 目地域農業整備事業費、15 節農地耕作条件改善事業工事 1,700 万円は、田野浦、出口地区の農道 500 メートル、浮鞭地区農道 850 メートルの舗装を行うものです。地元負担は 10 パーセントとなっております。

今まで、農業基盤整備事業でできていた地域は地域整備事業等で実施するということができたのですが、赤道とかは 50 パーセント、水路 25 パーセントの地元負担があり、寂れていく山間部の負担が大きいので対応が必要との意見がありました。

6 款 3 項、水産業費、13 節 1,070 万円と、17 節 400 万円、22 節補償補填及び賠償金 200 万円は、田野浦地区の漁業集落整備事業で行う避難道の測地の用地購入費や物件補償費です。

19 節負担金補助及び交付金は、新規漁業就業者支援事業補助金は 190 万 2,000 円で、1 名を予定しておるようです。

新漁業等挑戦促進事業補助金ですが、これは漁具や漁場、漁法、高付加価値の新たな方法を見いだすものです。540 万円は、沿岸漁業者が取り組む新漁業への挑戦を幅広く後押しするとのことで、厳しい状況に置かれている沿岸漁業について、新しい振興の種を発見することをコンセプトとしております。

遊漁船業等振興事業費補助金 108 万円は、鈴の釣りいかだの新設です。現在の状況を聞きますと、11 月から

6月までの間に1,000人ぐらい来られておって、活発に利用されておるようです。その所に併設するものようです。

ページ、22ページ、7款1項3目、観光費、13節スポーツ活用型地域づくり事業委託費25万3,000円は、これまで対応してなかったと思いますが、ゴルフ誘致の経費として砂美に追加委託するものです。

22ページから23ページまでの8款6項2目、住宅建設費、13節公営住宅整備事業実施設計委託1,560万円は、新庁舎西側に万行の第1、第2団地の住宅建設に伴う設計料で、公営住宅等再編計画事業委託400万円は、改良住宅等の今後の再建計画等のスケジュールを計画するためのものです。

13節公有財産購入費1,120万は、土地開発基金で先行取得している土地を基金から購入するものです。本件も、全会一致で可決しました。

以上、産業建設厚生常任委員会の報告とします。

議長（山崎正男君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第6号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第6号の討論を終わります。

次に、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町宮拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

小松君。

#### 13番 (小松孝年君)

この議案第9号では、質疑のときに条文の20条についてちょっと疑義の発言をしたのですが、現在の状況においてですね、状況に応じて現在行っているということですので、そういった答弁がありました。

この議案は部分的な改正ではなくって条例の制定になっておりますので、本来なら修正を求めて反対すべきだとは思いますが、目的の内容については入居促進ということで、家賃の値下げや、それから年齢の引き上げ、そういったことが促進につながるわけです。

これは少しでも早く入居者が入るようにしていただきたいので、この20条の部分は、若者住宅の中の条例だけではなくて、ほかの町内の賃貸住宅すべてに当てはまる部分があります。

ただ、20条は入居者の費用の負担の分ですよね。そこは今から、全体にかかわることですのでもう一回検討し直して、しっかり、誰が見ても分かるような条文に改正することをお願いして、今回はこの部分では、反対じゃなくて賛成の立場で討論致します。

#### 議長 (山崎正男君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町宮川奨学資金基金条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 5 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 6 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 7 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、黒潮町宮拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、黒潮町宮川奨学資金基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、平成 30 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、裁決を終わります。

日程第 3、議案第 13 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、および議案第 14 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 13 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ならびに議案第 14 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 議案のうち、議案第 13 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

現在、黒潮町の人権擁護委員は、6 名の方が法務省の委嘱を受け活動をしていただいておりますが、矢野博幸人権擁護委員が平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

その後任候補者として、澳本まり氏を法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町入野 5196 番地 24、澳本まり氏は、昭和 30 年 11 月 20 日生まれで、長年にわたり小学校の教諭として勤務され、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、澳本氏が適任であると判断し、議会に提案させていただくも

のです。

なお、任期につきましては、平成30年10月1日から平成36年9月30日となっております。  
ご承認のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

（議場から何事か発言あり）

町長、すみません。

14号も続けてお願いします。

町長（大西勝也君）

失礼しました。

13号の説明の中で、任期につきましては、平成30年10月1日からの後に平成36年と申し上げました。

正しくは、平成33年9月30日でございます。おわびして訂正を申し上げます。

引き続き、議案第14号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

これまで、法務省の委嘱を受け活動をしていただいております矢野健康人権擁護委員が、平成30年9月30日をもって任期満了となります。

その後任候補者として、松田和年氏を法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町馬荷3077番地、松田和年氏は、昭和31年4月3日生まれで、長年にわたり町役場に勤務されており、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、松田氏が適任であると判断し、議会に提案をさせていただくのものであります。

なお、任期につきましては、平成30年10月1日から平成33年9月30日となっております。

ご承認のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は13人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番坂本あや君、2番濱村博君を指名します。

初めに、議案第13号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

坂本君および濱村君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり澳本まりさんを適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

それでは、1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

坂本君および濱村君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第13号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり澳本まりさんを適任とする意見を付することに決定しました。

次に、議案第14号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

坂本君および濱村君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり松田和年君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否と見なすこととなります。

それでは、1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

坂本君および濱村君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数です。

従って、議案第14号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり松田和年君を適任とする意見を付することに決定しました。

これで、裁決を終わります。

議場の出入口を開きます。

暫時休憩致します。

休 憩 14時 16分

再 開 14時 21分

議長 (山崎正男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本議員から、議員提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

お諮りします。

この際、議員提出議案第1号を日程に追加し、追加議事日程第1号、日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第1号を日程に追加し、追加議事日程第1号、日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議事日程第1号、日程第1、議員提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、坂本あや君。

1番 (坂本あや君)

それでは、議員提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案趣旨説明を行います。

この条例につきましては、議案第6号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてが可決されたことにより、平成30年7月1日から企画調整室が設置されることとなりましたので、それに伴い当該室を所管す

る委員会を総務教育常任委員会と定め、その趣旨、黒潮町議会委員会条例を改正しようとするものです。

改正条文につきましては、新旧対照表でご確認願います。

施行日は、当該室の設置日と同様の平成30年7月1日からとしております。

以上で、議員提出議案第1号の提案趣旨説明を終わります。

議長（山崎正男君）

これから質疑を行います。

議員提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

議員提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議員提出議案第1号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、裁決を終わります。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

ここで、諸行事を行います。

このたび、平成28年7月1日付の異動で、総務省から派遣されておりました北岸英敏町参事が、6月末日をもって、任期を満了し総務省に帰任致します。

ここで、北岸町参事から帰任するに当たり、一言ごあいさつを賜りたいと思います。

北岸町参事、よろしく申し上げます。

#### 町参事（北岸英敏君）

あらためまして、町参事の北岸でございます。

少々お時間を頂戴しまして、退任のごあいさつをさせていただきたいと思います。

ただ今、議長からもご紹介いただきましたとおり、この6月末をもちまして、町参事としての任期を終えまして総務省へ帰任することとなりました。

2年という短い時間ではありましたが、町議の皆さまをはじめ、住民の皆さまには本当にお世話になりました。心より御礼申し上げます。

おとしの7月、旧庁舎の議場において、緊張しながら着任のごあいさつをさせていただいたことを、つい先日のように感じております。

この2年間、高知県や黒潮町について、歴史や文化を何も分からない中で、さまざまな場面で率直な意見を申し上げさせていただきました。役人としても、一人の人間としても、まだまだ未熟な私ですので、中には厳し過ぎることを申し上げたこともあったのではなかろうかと思えます。

一般質問の答弁の際にも触れさせていただきましたけれども、私が着任する前の平成27年度3月定例議会におきまして、国から派遣されてくる人材に何を期待するかという質問に対して、町長の方から、PDCAサイクルを回す上で足りない部分を補っていただきたい。町の課題については、あくまで町組織、町職員において政策立案をすべきである、ということが力強く述べられておりました。

このような経緯を踏まえまして、私としましてはこの2年間、自ら取り組みの前線に立って取り組むということ以上に、この黒潮町役場という組織をどうやって動かしていくか、職員の皆さんにどうやって当事者意識を持ってもらうか、ということを中心に意識しながら業務に取り組んでまいりました。

1年目の取り組みとしましては、予算編成プロセスの再構築に着手するとともに、結婚や子育て支援などの企画立案に携わりましたが、思ったとおりにいかないことも数多くあり、人を動かしていくことの難しさを痛感致しました。

そんな1年目の取り組みがひと段落した今年の春、前の情報防災課長でありました松本敏郎さんが、退任の際に次のような言葉を引用し、ご自身の防災の取り組みを振り返っておられました。

やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ。この言葉は、先の大戦で連合艦隊司令長官を務められた山本五十六海軍大将の言葉ですけれども、現代においても、人材育成や組織マネジメントなどの場でよく引き合いに出される言葉です。

松本前課長は、34メートルという想定を突きつけられながら、住民からあきらめの声が出る中、決してあきらめることなく、住民を巻き込んだ津波地震対策を展開された当時の気持ちを、このような言葉で振り返っておられました。このときの話は、私自身、任期の後半2年目に当たるに当たりまして、あらためて業務の取り組む姿勢を見つめ直すきっかけとなったことでした。

2年目の中心業務と致しましては、黒潮町総合戦略の策定として、今後5年間をかけて町が取り組むべき事

項、あるいは施策、事業について、産業振興にとどまらない範囲で、管理職をはじめとする町職員の皆さんとかなりと時間をかけて議論をさせていただきました。

総合戦略や、その実施計画を盛り込んだアクションプランの文章化に当たっては、私自身が手を着けるわけではなく、各課の管理職の皆さんの力を借り、本当に一から作り上げることができました。まだまだ十分な戦略というわけではありませんが、目の前に迫る本町の課題に自らの手で対処していく、そういう気持ちがかもった戦略に仕上がっていると考えています。

こうした2年目の業務を通じて、私自身が心にとどめていた言葉があります。それは、話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たずという、先ほど申した、松本前課長が引き合いに出された山本大将の言葉の続きに当たる言葉です。

町参事は任期があり、いずれいなくなります。しかし、町の参事がいなくなった後も、職員一人一人が自ら考え、動き、住民の皆さまと協働していける、自立した黒潮町役場。そういう組織になり、住民の皆さんの先頭に立ってさまざまな取り組みを展開していくことができる。そういう黒潮町役場となることを目指して、この1年取り組んでまいりました。

黒潮町が目標に掲げている2060年6,800人という町人口は、とても容易な目標というわけではございません。しかし、あきらめることから何も生まれないということは、皆さんもよくご存じだと思います。目標に向けて一つ一つ取り組みを積み上げていくことが、この黒潮町の未来に向けた第一歩となっていくのだと考えています。

そのためには、一人一人が、どうすれば良い町になるのか、次の世代にどんな黒潮町を残していくのか、今、自分たちに何ができるのか、しっかり考え実行していくことが重要です。全町的な防災の取り組みを展開されてきた黒潮町ならば、それも可能です。町議の皆さまをはじめ、町民の皆さまと行政とがしっかり連携し、良い黒潮町をつくり上げていただけると信じております。

1点、私の方から、町議の皆さまや住民の皆さまにお願いがあります。

役場の職員は、それぞれが日々の業務の中で、何のためにこの取り組みをやっているのだろうか、本当にこのままでいいのだろうか、という疑問と向き合いながら日々業務に取り組んでいます。行政ニーズが年々高まる中で、サービスが十分に提供できていると自信を持って言えない部分はあるでしょうから、叱咤（しった）激励をいただく場面も多々あると思います。

他方で、本当によくやってくれている、ありがたいなあと感じる場面もあると思います。そういった際にはですね、ぜひ町の職員の人たちに直接、ありがとうと感謝の気持ちを示していただけないでしょうか。公務員の業務には、ほとんどの業務がやって当たり前、そういった業務ばかりという部分もあります。しかし、その一つ一つの業務を担っているのも、またこの黒潮町、あるいは幡多のこの人間の方々がやっていることであります。甘いことを言うようで恐縮ですけれども、黒潮町役場という組織が本当にいい組織に成長するためには、そういったやりがいを感じる場面というのも非常に重要だと思っています。

先ほどの山本五十六大将の言葉の最後には、次のような言葉が付いています。

やっている姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず。

行政の担い手たる黒潮町役場と、地域の担い手である住民の皆さまとの絆がより強固なものとなり、より良い町づくりにつながっていくものだと信じております。ぜひ今のことを、どうぞよろしくお願い致します。

最後になりますけれども、今、こうして無事に参事として業務をやり遂げられたことも、皆さまからの気遣いやご指導、ご配慮をいただきながら、温かい目で見守っていただいたからだと思っています。あらためまして御礼を申し上げることとし、退任のごあいさつとさせていただきます。2年間、本当にありがとうございました。

ました。

(会場から拍手)

議長 (山崎正男君)

北岸参事におかれましては、これまで総務省で培ってこられた経験や幅広い人脈を生かし、総務省関係の方々からの情報の提供や国に対する要望等の橋渡しなど、さまざまな面で大変お世話になりました。

とりわけ、黒潮町総合戦略の策定につきましては、大変ご尽力をいただき、当町職員のすべての参考にさせていただきますし、これからの実効的な振興が図られるものと思っております。これから5年、10年先の活気ある黒潮町の発展を期待していただきますとともに、これからもずっと黒潮町を応援してくださることをお願い致します。

また、本省に帰任された後は、より一層のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

ここに議会議員一同、心から感謝を申し上げます。

2年間の、あつという間ではありますが貴重な2年間でありました。本当にありがとうございました。

これで、諸行事を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成30年6月第24回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、全会一致でご承認、ご可決をいただきまして、ありがとうございます。

今議会を通じ、賜りましたご意見を参考に、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

また、この場をお借りしまして、残任期間が残りわずかとなりました北岸参事に、慰労と、そして感謝のお言葉を申し上げさせていただきます。

総務省と調整に入りましてから、人選をいただき、初めてお会いしたのが2年前です。あれから本当に2年だったのかというのが、本当に実感です。

この間、参事室で、特に参事を中心に取りまとめていただいた総合戦略につきましては、今議会におきましても多くの議員の皆さまから、さまざまなご質問、あるいはご助言を賜ったところです。

2年間お付き合いをさせていただきまして、自分なりに思うことがございます。力量不足の私自身を、時には良き相談相手としてサポートもいただきました。また、参事室には、課長級ならびに係長級が相当数出入りを致しました。

国の役人出身ということで、さまざまなテクニカルな分野でのスキルが高いことは言うまでもありませんが、何よりも組織を挙げて職員が学んだのは、その職務に対する姿勢ではないかと思っております。黒潮町がこれから抱えるさまざまな課題について、その解決策を模索することを絶対にあきらめない。その姿勢こそが、この黒潮町組織全体に与えた最大の好影響だと思っております。

今回、成果物としてお残しいただいたこの総合戦略、これを不断の見直しによってしっかりと実施していくこと。もって、住民福祉の増進に努めることが、この2年間の北岸参事のご尽力に対する最大のご恩返しではないかなと思っております。

引き続き、しっかりと町行政を推進してまいりますとともに、北岸参事におかれましては中央にお帰りになられ、それぞれ相当のポストを歴任されお忙しい毎日だと思いますが、健康にはぜひご留意をいただき、しっ

かりとご活躍をいただければと思います。

最後になりますが、北岸家におかれましては、誕生されましたご長女は、この黒潮町着任中誕生されたお子さまです。名実ともにこの黒潮町がふるさとしてございまして、忙しい毎日をこれから送ることになろうかと思っておりますけれども、ぜひ時間をお作りいただき、里帰りをお願いしたいと思います。

2年間、本当にお世話になりました。

議長（山崎正男君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成30年6月第24回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 39分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

山崎正男

署名議員

宮地葉子

署名議員

森 治史